

# 第3回定例会会議録

平成27年 9月 4日（金）

開 会 午前10時00分

## ―――日程第1 開会宣言―――

○議長（笹沢 武君） 改めましておはようございます。これより、平成27年第3回御代田町議会定例会を開会いたします。

早速でございますが、場内、大変蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。随時、脱いでいただいて結構でございます。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## ―――諸般の報告―――

○議長（笹沢 武君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

茂木康生議会事務局長。

（議会事務局長 茂木康生君 登壇）

○議会事務局長（茂木康生君） 書類番号1をごらんください。

諸般の報告

平成27年9月4日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案23件・報告3件が提出されてい  
ます。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に説明のため、町長ほか、関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般質問通告者は、野元三夫議員ほか9名であります。
5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは、監査委員からの例月出納検査報告書、定期監査報告書でありますので、後ほどごらんください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしますので、

この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（笹沢 武君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

内堀恵人議会運営委員長。

（議会運営委員長 内堀恵人君 登壇）

○議会運営委員長（内堀恵人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告をいたします。

8月28日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成27年第3回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について、審議日程等を決定したので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案23件、報告3件、計26件であります。一般質問の通告者は10名であります。

これにより会期は本日より9月14日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をごらんください。

書類番号1の13ページ。

会期及び審議の予定表

第 1 日目	9 月 4 日	金曜日	午前 10 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集の挨拶
				議案上程、議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日目	9 月 5 日	土曜日		議案調査

第 3 日目	9 月 6 日	日曜日		議案調査
第 4 日目	9 月 7 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日目	9 月 8 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日目	9 月 9 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	9 月 10 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	9 月 11 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	9 月 12 日	土曜日		休会
第 10 日目	9 月 13 日	日曜日		休会
第 11 日目	9 月 14 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑・討論・採決・議会構成 閉会

続いて、常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告をいたします。

次のページをお願いいたします。

#### 常任委員会開催日程

##### 総務福祉文教常任委員会

9 月 9 日	水曜日	午前 10 時	大会議室
9 月 10 日	木曜日	午前 10 時	大会議室

##### 町民建設経済常任委員会

9 月 9 日	水曜日	午前 10 時	議場
9 月 10 日	木曜日	午前 10 時	議場

##### 全員協議会

9 月 11 日	金曜日	午前 10 時	大会議室
----------	-----	---------	------

以上で報告を終わります。

○議長（笹沢 武君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 9 月 14 日までの 11 日間といたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 9 月 14 日までの 11 日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（笹沢 武君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

5番 奥田 敏治議員

6番 野元 三夫議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第4 議会招集の挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には、時節柄大変お忙しい中にも関わらず、平成27年第3回議会定例会に御参集を賜り、議会が開会できますことに厚く感謝を申し上げます。

今、日本を取り巻く情勢は、平和と安全にとって重要なときを迎えていると感じています。

私は、御代田町1万5,000人の町民の暮らしと命、安全を守ることを使命としている地方自治体の長として、所感を申し述べたいと思います。

1つは、今、国会で激しい議論が行われている安全保証関連法案についてです。

野党はこの法案を、戦争法案と批判しています。

信濃毎日新聞を見ても、日本が戦争に巻き込まれないか、心配する投書や記事も数多く紹介されています。首相も、法案への国民の理解が広がっていないことを認めています。

参議院での審議が始まって1カ月がたちました。国会での政府側の答弁は法の根幹部分で答弁不能となる事態が繰り返されており、参議院特別委員会の審議は、77回も中断、審議途中で散会という事態まで起きていると報道されています。

憲法9条によって日本の平和が守られていることは否定できない事実であり、集団的自衛権の行使や、それに伴う自衛隊の米軍への軍事支援は、憲法9条のもとで許されるとは考えられません。

こうした重要法案を、国民の理解が不十分なまま数の力で押し通すのではなく、

徹底した審議を求めるものです。

2 つ目は、原発の再稼働についてです。

3・11 大震災による原子力発電所の事故から 4 年 6 カ月が過ぎようとしています。私たちは、大震災での被災地の支援活動に取り組みながら原発事故による放射能汚染に対応するという、これまで知識もなければ経験もない、困難な課題に立ち向かわなければなりませんでした。

学校給食の食材や、牛乳の安全性、土壌汚染、地元農産物の安全性など、取り組みは長期間に及びました。

もしも原発事故によって御代田町の米や高原野菜などが汚染されてしまったら、この地域の安全そのものが根幹から崩壊する危険性がありました。

これだけ、地域住民の安全を脅かした上に、福島での原発事故は収束する見通しさえ立っていない中において、川内原発の再稼働に踏み切ったことは容認することができません。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項の報告 2 件、条例案 8 件、うち一部改正 6 件、決算認定 11 件、補正予算案 4 件、報告事項 1 件の計 26 件です。

なお、専決処分事項の報告 2 件については、町道での車両損傷事故にかかる損害賠償額を定めたものです。

条例案 8 件につきましては、地方自治法改正により、長期振興計画の基本構想が議決事項から外れましたが、町の代表である議会の議決を得てのものとするべきであると考え、御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例案と、雪窓地区地区計画を都市計画法に基づき定めたことから、御代田町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案を制定する条例案をお願いしました。

番号法の公布に伴い、一部改正として御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案、御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案の 2 件を提案しました。

地域密着型施設である小規模多機能型居宅介護について、指定居宅サービス等の事業人員等にかかる基準が改正されたことにより、御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案及び御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

準を定める条例の一部改正案の2件をお願いしました。

1号認定の子供保育料及び県独自の多子世帯保育料減免事業が開始されたことに伴い、御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案と、児童館母親クラブが児童クラブ保護者会に移行していることに伴い、御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部改正案をお願いするものです。

次に、平成26年度一般会計の決算認定ですが、歳入総額は66億6,032万円で、前年度に比べ4億8,021万円、7.8%の増額となりました。

これは、臨時福祉給付金事業補助金や、子育て世帯臨時特例給付金補助金、平成25年度からの繰り越しであるまちづくり事業交付金といった国、県支出金が2億658万円増加したことと、平成25年度に町単独事業の財源として、ふるさと創生基金へ積み立てた地域の元気臨時交付金や、役場庁舎建設用地購入のための土地開発基金など、基金繰入金が3億8,169万5,000円増加となったことが主な要因です。

歳出総額は62億8,772万円で、前年度に比べ4億5,954万円、7.9%の増額となりました。

これは、社会資本整備総合交付金事業や、役場庁舎整備事業などによる、普通建設事業費3億4,120万3,000円と、平成22年度に借り入れたまちづくり交付金事業債や中学校建設事業債の元利償還の開始により、公債費が6,740万9,000円増加したことが主な要因となっています。

以上、一般会計歳入歳出差引額から、今年度の財政運営の健全化を図るため、財政調整基金へ1億1,000万円の決算積み立てを行い、繰越明許により繰り越した財源を除いて1億674万円を平成27年度へ繰り越しました。

特別会計におきましても、それぞれ9特別会計の設立趣旨に基づき、一般会計同様適正な運営に努めてまいりました。

その結果、一般会計、特別会計ともに黒字決算となり、財政健全化法に基づき監査員の審査に付した上で、今議会において良好な比率を報告することができました。

次に、平成27年度一般会計の補正予算ですが、歳入歳出それぞれ3億1,481万円を増額し、合計63億6,398万円とするものです。

歳入の主な内容は、個人町民税5,146万円、法人町民税9,800万円、平成26年度からの繰越金5,674万円や、交付額の確定した普通交付税9,351万

円の増額補正と、地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型上乘せ分として1,000万円、今年度新たに始まった長野県独自の補助事業である、多子世帯保育料減免事業補助金として253万円の増額と、軽減分の保育料負担金369万円の減額を計上しました。

歳出の主な内容は、耐用年数を大幅に経過し、不具合が生じている庁舎内の電話機交換工事として905万円を計上しました。

このほか、幼稚園分の多子世帯保育料減免事業補助金として138万円、凍みあがりにより、傷みの激しい草越区内道路の維持補修工事180万円、庁舎建設予定地北側の南浦3号線道路改良工事に伴う調査測量設計委託料として700万円、地域住民生活等緊急支援交付金事業として、浅間高原アート発信事業、空き家調査事業、創業支援事業、就労支援事業、子育て支援事業の5事業1,154万円の補正を計上しました。

また、特別会計においても、前年度繰越金が確定したことなどにより3会計で総額1億5,861万円の増額補正を計上しました。

報告1件につきましては、御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただき、原案どおりの採決をお願い申し上げます。平成27年第3回御代田町議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（笹沢 武君） これより議案を上程いたします。

―――日程第5 報告第9号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第5 報告第9号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告事項の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書3ページのほうをごらんください。

報告第9号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

次の4ページをごらんください。

専第16号 専決処分書、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について

第1項の規定により、町道東雪窓3号線での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成27年4月21日 専決

御代田町長 茂木祐司

1 事故発生日時 平成26年8月16日 午後7時ごろ

2 事故発生場所 御代田町大字御代田4107番地23先（町道 東雪窓3号線）  
雪窓湖西の、東雪窓別荘地内にある道路でございます。

3 事故の概要 上記日時、場所において、夕立により未舗装道路であった町道東雪窓3号線の路面が洗掘され、被害者が普通乗用車で走行していたところ、その洗掘箇所にはまり、運転席側フロントバンパー等が損傷したものでございます。

4 損害賠償額 22万9,154円

過失割合は町が4、相手方6としまして、全国町村会総合賠償保障保険で9万1,662円を対応いたしました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 報告第10号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第6 報告第10号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。



大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書5ページをごらんください。

報告第10号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告いたします。

次の2ページをごらんください。

専第17号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、町道大林2号線での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成27年7月22日 専決

御代田町長 茂木祐司

1 事故発生日時 平成27年3月4日 午後8時ごろ

2 事故発生場所 御代田町大字御代田4108番地1834先(町道大林2号線)  
軽井沢地籍界の千ヶ滝湯川用水温水路、南の未舗装道路でございます。

3 事故の概要 被害者が乗用車で走行中、雪の重みで町道に張り出した竹木を避けたところ、路面の積雪によりタイヤがスリップし、前方の樹木に衝突したものでございます。その際、軽自動車の助手席側フロントバンパーが損傷したものでございます。

4 損害賠償額 22万9,550円。

過失割合は町4、相手方6とし、全国町村会総合賠償保障保険で9万1,820円を対応いたしました。

以上のとおり報告いたします。

○議長(笹沢 武君) 以上で、報告事項の説明を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田健一郎議員。

(10番 池田健一郎君 登壇)

○10番(池田健一郎君) 議席番号10番、池田です。

ただいまの報告についてちょっと細かいところお聞きしたいんですが。

まず、発生が3月であって、今ごろになったというのはどういうわけなのか。

それから、過去にいろいろこういった損害補償を3月にも3万2,000円ほどの事故補償を全額保険で支払いでやってるんですけども、今回のように、こうして保険を使うということは、我々一般の保険では無事故割合っていうやつが減額されて、掛け金が減ってくるといようなシステムがあるんですけど、このような総合賠償保障保険というのは、そんなような仕組みにはなっていないものなんですか、お聞きします。

○議長（笹沢 武君） 大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 1点、時間がかかるということでございましたが、損保ジャパンというところで、町村の、先ほどの保険、保険屋さんのほうで額等も定めてはおるんですが、実際、交渉等につきましては、相手方との交渉につきましては、一切保険会社のほうが対応してございません。

素人でございます係の者が、相手方と対応しているというような状況でずっときている状況でございます。

それは、どこの市町村も同じような状況ではございます。

なかなか、相手方との値段交渉が成立しないとどうしても長引いてしまうということで、御理解いただきたいと思えます。

それと、保険を使うと、掛け金が上がるということですね。その辺は、総務課長にかかります。そういうのはないですね。（発言する者あり）

基本的、使ったら高くなるということはないということですので、よろしくおねがいします。

○議長（笹沢 武君） 保険料の割増はないっていうふうに判断していいんですか。

○建設水道課長（大井政彦君） はい、そういうことです。よろしいでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 被害に遭われました方には、大変お気の毒なことでお見舞いを申し上げるわけですけども、道路に張り出した樹木のせいということになると、この責任というのはどんなふうに対応されとったらよろしいんですか。

ただ単に、運転手が避けたがために事故になっちゃったということですけども、

もっと掘り起こしてみると、そういったような状況をつくっていった、例えば土地の所有者、これからもあることですが、そういう樹木だとか構造物が倒れたとかいうことに関して、これどんなふうな対応をしていったらいいのか。

それから、この事故の費用が非常にこのところ高くなっているような気がするんですけども、こんぐらい、こういうものなんでしょうか。お願いします。

○議長（笹沢 武君） 大井建設課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 今回の件に関しましては、竹木の敷地も、道路敷きにあった竹が垂れてきたもんでございます。雪の重みで垂れてしまっ、そこを避けようとしたら、また反対側のスリップして路肩の樹木に当たってしまったという状況でございます。

これにつきましては、なかなか回避できなかった、町のほうのなかなか責任というか、管理のほうもそこまで行き届かなかったという部分がございます。

ただ、それと運転者のほうの前方不注意ということがどうしても重くのしかかってくるというか、ウエイトが占めてくるものですから、保険の対応で4対6という結果になりました。

ただ、実際に今回のケースとは別に、もっと町の対応が早くできて、そういったものが客観的に障害物のあるというような状況が発生した場合に放置してたというような状況になると、町の管理責任というのは、道路の管理責任というのは、もっと重くなってくるという状況でございます。

あと1点は、金額が高いってことですね。

私も、個人的には少し皆さん渋ってきたなという気はいたしますけど、あくまでも慣例というか、一般的な事例等も加味して示談交渉に立ってそういった結果になったという部分で御理解いただきたいと思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） 通路の引っ張りを垣根とかそういったもので児童が云々という、問題を起こしてもいけないというようなことを前の議会でも質問されて、答弁されてたのを聞いてますけれども、こういったことで大きな事故にならないように、行政もそういったその危険箇所を早くに対応するようにお願いしたい。

終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、質疑なしと認めます。

これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第7 議案第56 御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例を

制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第7 議案第56 御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例を制定する条例案について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） おはようございます。

それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第56号 御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定案について御説明いたします。

御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例の制定案について、別紙のとおり提出する。

平成27年9月4日 提出

御代田町長 茂木祐司

現在、第5次長期振興計画を策定中ですが、長期振興計画の基本構想は、従前は地方分権改革推進計画に基づきまして策定義務が地方自治法2条第4項の議決事項と定められておりましたが、平成23年、地方自治法の改正により、この策定義務が撤廃されました。

議会議決については、町の判断に委ねられることとなりました。基本構想は、町民の代表である議会の議決を得ることが必要かつ、重要であると考え、基本構想を本条例において議会議決案件とする条例案の制定を上程したものでございます。

8ページをお願いいたします。

御代田町議会の議決に付すべき事件に関する条例（案）でございます。

第1条に趣旨を、第2条に基本構想の策定、変更、または、廃止を議決事項とし

て定めてございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するということになっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第8 議案第57号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第8 議案第57号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 9ページをお願いいたします。

議案第57号 御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

御代田町個人条例保護条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成27年9月4日 提出

御代田町長 茂木祐司

この一部改正は、10月5日施行の行政手続に関する、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、この公布に合わせ一部改正を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

御代田町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第2条の定義の中に6号を10号とします、5号を8号と、そして4号を7号と

しまして、3号の次に新たに4号特定個人情報を、5号に情報提供等記録を、6号に固有特定個人情報を加えまして、9号に特定個人情報ファイルを加えております。

8条の次に、8条の2としまして、保有個人情報の利用及び提供の制限を加え、11条第2項中、代理人の次に括弧書きを加えるものでございます。

20条に4項を加え、21条第1項及び第2項を改め、4項を8項とし、3項中第1項を前条に改め、全項のを削り、同項を7項とし、2項の次に4項として、3、4、5、6を加えまして22条第1項中の前条4項を、前条8項に、2項中の前条3項を前条7項に改めるものでございます。

附則としまして、平成27年10月5日から施行するということでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして提案説明とさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第9 議案第58号 御代田町手数料徴収条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第9 議案第58号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 議案書の15ページをお願いいたします。

議案第58号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出する。

平成27年9月4日 提出

16ページをお願いいたします。

御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）でございます。

第1条としまして、45から47号をそれぞれ1号ずつ繰り下げ、新たに45号として個人番号通知カードの再交付として500円を、第2条で44号を個人カードの再交付800円と改めるものでございます。

附則で1条は法施行日の10月5日を、2条としての施行日は、本条例の施行日としておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第10 議案第59号 御代田町指定地域密着型サービスの

事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第10 議案第59号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書18ページをお願いいたします。

議案第59号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出するものでございます。

平成27年9月4日 提出

御代田町長 茂木祐司

提案理由でございますけれども、従来まで地域密着施設である小規模型居宅介護につきましても、通所を中心に随時訪問や、宿泊を組み合わせるものであり、登録定員は25名とされてきました。

しかし、認知症の独居高齢者や、高齢世帯が増加する中で、利用者の状態やニーズが多様化してきております。

それに伴い指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関わる基準が見直されたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

次の19ページをお願いいたします。

御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。

御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第85条第1項中、25人を29人に改め、同条第2項中、第1号中15人の次に登録定員が25人を超える、指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じ、次の表に定める利用定員を加え、同号に次の表を加えるとします。

登録定員としましては26名、または27名、利用定員が16名、28人、17人、29人、18人、附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

御審議をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第11 議案第60号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関



する基準を定める条例の一部を改正する条例案について――

○議長（笹沢 武君） 日程第 11 議案第 60 号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書 21 ページをお願いいたします。

議案第 60 号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出するものでございます。

平成 27 年 9 月 4 日 提出

御代田町長 茂木祐司

こちらの条例改正の理由につきましては、議案第 59 号と同様で、登録定員及び利用定員の変更でございます。

次の 22 ページをお願いいたします。

御代田町指定、地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、並びに指定地域密着型、介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。

御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 47 条第 1 項中 25 人を 29 人に改め、同条第 2 項第 1 号中、15 人の次に登録定員が 25 人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員を加え、同法に次の表を加える。登録定員、利用定員 26 人、または 27 人、16 人、28 人、17 人、29 人、18 人、附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

今の議案59、60号、2つ一緒に同じ条例改正案なので、2つ一緒にお伺いしたいと思うんですが、1つ、今、説明もありましたが、1つとして登録人数及び利用人数が増員となっているが、増員理由と目的っていうのを1項目め。

2項目めとして、当町での指定施設はどこかっていうのを2項目め。

それから3項目めとしまして、利用する方の1人当たりの面積基準というのが当然決められていると思うんですが。

その増員に当たりまして、面積基準は満たされているのか、それから基準面積っていうのは、どのくらいなのかっていうのを3項目めにお伺いしたいです。

4項目めとしまして、介護職員等の増員等も必要になってくるのかどうか。

以上4点を御回答お願ひいたします。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それではただいまの質問につきまして、1点ずつ回答を  
してまいりたいと思っております。

まず、登録定員及び利用定員が増員になっているその理由と目的でございますが、先ほど提案理由でも多少述べさせていただきましたけれども、やはり全国にある小規模多機能型居宅介護事業所のうち、登録定員の上限に設定している事業所は8割を占めている状況でございます。小規模多機能型居宅介護事業所は、地域密着型サービスであることから、地域の利用者のニーズにあったサービスを不足なく利用してもらおう。

また、事業所の従事者の効率的なことを踏まえまして、平成27年1月16日、厚生労働省令第4号において、登録定員の上限が29名まで引き上げられておりま

す。

認知症高齢者のやはり独居の高齢者、または高齢世帯が増加しておりまして、やはり利用者の状態、ニーズが多様化しているというのが現実でございます。

このような中で、通所を中心とした利用だけではなく、訪問サービス、宿泊サービスを兼ね備えた小規模多機能型居宅介護サービスで利用者が希望に合ったサービスに柔軟に対応していくことが求められているというのが理由でございます。

2点目でございますけれども、当町の指定施設でございますけれども、現在当町では、小規模多機能型居宅介護の事業所の指定はございません。

3点目でございますけれども、1人当たりの面積基準が定められているかということでございますけれども、小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、宿泊室の床面積につきましては、7.43㎡以上ということになっております。

居間及び食堂については、機能を十分に発揮し得る適当な広さとなっております。

4点目でございますけれども、職員の増員も必要なのであるかということでございますけれども、やはり小規模多機能型居宅介護事業所の職員につきましても基準がございまして、日中の通所サービスでは、常勤換算で利用者3名に対しまして、1名以上となっておりますので、当然、登録定員がふえれば職員が増員になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元議員。

○6番（野元三夫君） 今回の2番の質問なんですけど、当町での指定施設はないっていうことだったんですけど、宿泊型でありましたら、きくちゃん家ですか、等々もこの基準に準じるっていうような扱いで改正をするようになるんですか。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） ただいまの改正につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所でございますのでそちらに準ずるかどうかということについては、こちらでは私のほうでは今お答えできませんのでよろしくお願いたします。

○議長（笹沢 武君） 野元議員。

○6番（野元三夫君） 理解できましたので、質問終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 1 2 議案第 6 1 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 1 2 議案第 6 1 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） 議案書の 2 5 ページをお願いいたします。

議案第 6 1 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正案につきましては、本年 4 月に施行された子ども・子育て支援法に基づき、新制度に移行する幼稚園の保育料のみを改定するものでございます。

これまでは、当面の間、新制度に移行する予定の幼稚園がなかったため、杉の子幼稚園の保育料を基準としておりました。

しかし、来年度から私立の小諸幼稚園が新制度に移行する予定となったため、入園申し込みが始まるこの時期に改正の必要が生じたものでございます。

国から示されている基準表に基づき、母子世帯等の階層区分を追加し、料金につきましては近隣自治体等の状況等を参考とし、国の基準額から各階層とも 1 割の軽減をしております。

また、県独自の制度であります上限 6,000 円の軽減措置を追加いたしました。それでは、次の 2 6 ページをごらんください。

御代田町保育所徴収条例の一部を改正する条例案でございます。

第 1 表を次のように改める、別表第 1、第 4 条関係、1 号認定幼稚園にかかる、新制度に移行した幼稚園に関わるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

次の、2 8、2 9 ページの新旧対照表のほうでも少し説明をいたします。

2 8 ページでございますが、左側の新しい表にございますとおり、第 2 階層と第

3階層に母子世帯等の階層区分を追加し、各階層の料金を国基準から1割軽減した額に改正する、ごらんとおりの額に改正するものでございます。

また、表の下の備考の1、2及び3につきましては、変更はございません。29ページにございます県の軽減制度といたしまして4番、備考の4を追加するものです。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第13 議案第62号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例

の一部を改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第13 議案第62号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、議案書の30ページでございます。

議案第62号 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正案につきましては、委員の選出母体の1つがこれまでは児童館母親クラブという名称でしたが、現在は児童クラブ保護者会という名称に変わっていますので、改正するものでございます。

また、今回の一部改正に合わせまして、2カ所に、並びに、という、余り好ましくなく文言が使われておりましたので、及びという文言に改めるものでございます。

それでは次の31ページをごらんください。

御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例の一部を改正する条例案について

でございます。

第1条中、並びにを及びに改める、第3条の見出し中、並びにを及びに改め、同条第2項、第4号中、児童館母親クラブ会員を児童クラブ保護者会に改める。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行する。

次の32ページは、新旧対照表でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第14 議案第63号 御代田町地区計画の区域内における建築物の  
制限に関する条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第14 議案第63号 御代田町地区計画の区域内における  
建築物の制限に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書33ページをごらんください。

議案第63号 御代田町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を  
制定する条例案について別紙のとおり提出いたします。

この条例案につきましては、平成26年12月16日条例30号で制定された御  
代田町地区計画等の案の策定手続に関する条例に基づいて、このたび、南小学校周  
辺の約7.1haを文教厚生拠点として位置づけられた雪窓地区地区整備計画区域内  
における建築物に関する制限を定めることで、適正な都市機能と、良好な都市環境  
を確保するための条例を定めるものでございます。

次の34ページをごらんください。

御代田町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案、第1条は目的

でございます。地区整備計画区域内における建築物に関する制限を定めることで適正な都市機能等を確保することを目的としてでございます。

第2条は定義でございます。

建築基準法及び建築基準法施行令の定めるところによるものでございます。

第3条は適用区域でございます。

別表第1に掲げる、南小学校周辺7.1haの文教厚生拠点としての定めた雪窓地区の地区整備計画区域内に適用するものでございます。

別表1は36ページにございます。

第4条は、建築物の用途の制限でございます。

同じく36ページの別表第2のさらに掲げる建築物として建築してはならないものでございます。

第5条は建築物の壁面の位置の制限でございます。

外壁の敷地境界までの距離を、別表第2の中断に掲げる数値以上としてでございます。1.5mです。

第6条は、建築物の高さの最高制限でございます。

別表第2の裏に掲げる数値以下の10mとします。ただし、学校や病院等厚生施設につきましては、これを除いて20mまで許可可能としてでございます。

第7条は建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置、第8条、第9条は用途の制限の特例についてでございます。

第10条は、委任についてでございます。

第11条は、罰則でございます。

1から3号のいずれかに該当するものは20万以下の罰金に処するとしております。

附則、この条例は公布の日から日算して、ひと月を経過した日から施行する、以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 59 分)

(休 憩)

(午前 11 時 10 分)

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

―――日程第 15 議案第 64 号 平成 26 年度御代田町一般会計歳入歳出

決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 15 議案第 64 号 平成 26 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の 37 ページをお開きください。

議案第 64 号 平成 26 年度御代田町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。

別冊決算書の 6 ページから 13 ページまでの歳入・歳出決算書、款項別集計表についての説明につきましては、お手元に配付してございます資料番号 1 により行います。資料番号 1 をごらんください。

平成 26 年度決算の概要について御説明いたします。

町長の挨拶にもございましたけれど、平成 25 年度から繰越明許により繰り越した 8 事業と、事故繰り越しによりまして繰り越した 1 事業の事業費を含んだ 26 年度決算総額は、歳入が 66 億 6,032 万 4,000 円、前年よりも 7.8%、歳出も 62 億 8,772 万 9,000 円で 7.9%、ともに増加となっております。

歳入を科目構成比別に見ますと、1 の町税 33.4%、10 の地方交付税 21.2%、2 ページのほうもごらんいただきながらお聞きをいただきたいと思えます。

14 の国庫支出金 10.3%、21 の地方債 10.2%、15 の県支出金 6.1% の順となりまして、町税で 0.7 ポイント、地方交付税で 2.6 ポイント、国庫支出



金で15.4ポイント、県支出金で39.5ポイント増加して、地方債で21.9ポイント減少してございます。

自主財源でございます町税、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計が31億8,518万9,000円、構成比で47.8%、前年度に比べて4億829万6,000円増加してございます。

また、依存財源でございます地方贈与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金等々の合計が34億7,513万4,000円、構成比で52.2%、前年に比べて7,191万2,000円増加してございます。

自主財源は、基金からの繰入金が増加したこと、それから依存財源は地方交付税や社会資本整備総合交付金、農村漁村活性化プロジェクト交付金など、国定支出金が増加したことが主な要因となっております。

歳入の主なものと、その増減理由を御説明いたします。

比較につきましては、特に申し上げられるものは前年との比較でございます。

1、町税は総額22億2,746万4,000円で、1,456万円、0.7%増加、景気は回復傾向にあると思われ、個人住民税で527万1,000円、法人町民税で3,257万4,000円増加しております。

地価下落により固定資産税では、2,396万1,000円が減少してございます。

企業の徴収率の向上等によりまして、滞納繰り越し分は減少傾向にございます。

なお、徴収率につきましては、現年分が99.4%、滞納繰り越し分を含めた全体で93.4%となり、現年で0.4ポイント、全体で2.1ポイントと大きく向上をしてございます。

2の地方譲与税でございます。

6,357万7,000円で298万7,000円、4.5%減少です。

自動車重量譲与税が168万7,000円、3.6%、揮発油譲与税が130万円、6.4%、それぞれ減少してございます。

ゴルフ場利用税交付金が、2,010万8,000円の交付で、59万9,000円、2.9%減少しました。大浅間ゴルフクラブは54万円、グランディ軽井沢ゴルフクラブは5万9,000円の減少でございます。

地方交付税は、14億1,033万7,000円で、3,590万3,000円、2.6%増加です。普通交付税が3,036万6,000円、2.4%、特別交付税が

553万7,000円、4.6%増加してございます。

普通交付税では、基準財政収入額、基準財政需用額ともに減少でございますが、基準財政収入額の減が、基準財政需要額の減を上回り、交付額が増加している状況でございます。財政力指数としては0.582ということで、前年の0.579より若干伸びてございます。

分担金・負担金につきましては、1億1,007万1,000円で、294万3,000円、2.7%増加しました。管外保育負担金等の増によるものでございます。主な負担金の徴収率は、保育料等で99.5%、前年は99%でした。0.5ポイント増加してございます。

2ページをお願いいたします。

使用料・手数料につきましては、8,496万3,000円で、165万4,000円、2.0%増加しております。駐車場使用料、複合文化施設使用料の増加が主な要因でございます。

主な使用料の徴収率は、住宅使用料等現年分で99.7%、これも0.1ポイント向上してございます。

国庫支出金は、6億8,738万1,000円で、9,155万3,000円、15.4%増加しました。消費税率引き上げに伴いまして、臨時的な措置として実施された、臨時福祉給付金事業補助金3,316万円、子育て世代臨時特例給付金補助金で2,380万4,000円、まちづくり交付金の増加が主な要因でございます。

県支出金は4億624万7,000円で、1億1,502万7,000円、39.5%増加してございます。豪雪災害による農作物災害緊急対策事業補助金4,299万6,000円や、農業用排水路工事やラインガルテン整備事業、農村漁村活性化プロジェクト支払い交付金4,823万4,000円増加によるものでございます。

財産収入は1,475万9,000円で、100万6,000円、7.3%増加しました。アルコール蒸留器等の売却545万4,000円が主要因でございます。

繰入金3億9,875万5,000円で、3億9,795万円、大きく増加してございます。町単独の財源として平成25年度にふるさと創生基金に積み立てた地域の元気臨時交付金を繰り入れたことや、南小学校大規模改造工事を財源として教

育施設整備基金繰入金、それからメルシャン跡地購入のための土地開発基金繰入金の増加によるものでございます。

地方債は6億7,790万円で、1億9,040万円、21.9%減少いたしました。公共事業等債・緊急防災・減災事業債の減少によるものでございます。

その他で、前年度を上回った収入が、利子割交付金3万2,000円、1%、配当割交付金473万8,000円、95.9%、地方消費税交付金3,147万8,000円、22.7%、地方特例交付金21万1,000円、2.1%、繰越金は2,989万6,000円、16.4%などが増加となっております。

前年を下回った収入につきましては、株式譲渡所得割交付金97万5,000円で11.6%、自動車取得税交付金が1,196万9,000円、63.8%、諸収入で3,359万1,000円、19.8%など、それぞれ減少でございます。

次に、歳出の状況でございます。資料の三、四ページをあわせてごらんください。

科目構成比別に見ますと、民生費が25%、総務費で17.5%、土木費で16%、公債費11.9%、教育費9.4%の順となりまして、昨年度の構成比に対して、総務費で0.1ポイント、土木費で1.3ポイント、公債費で0.2ポイント増加して、民生費で0.1ポイント、教育費で0.1ポイント減少してございます。

歳出の主な増減理由でございます。

議会費は8,576万9,000円で、612万6,000円、7.7%増加してございます。町議会議員の選挙によりまして欠員が解消され、議員報酬手当等514万4,000円の増加によるものでございます。

総務費では10億9,833万6,000円で、8,355万5,000円、8.2%増加しております。平成25年度に地域の元気臨時交付金をふるさと創生基金に積立金としましたことから、企画関係経費8,499万9,000円減少しましたが、役場庁舎の建設予定地購入費1億3,080万8,000円、衆議院、知事、町長選挙など、選挙費が増加したことによるものでございます。

民生費は15億7,474万7,000円で、1億944万7,000円、7.5%増加しました。

臨時福祉交付金事業3,302万円、子育て世帯臨時特例交付金給付事業で2,273万2,000円、私立保育所の増加に伴う保育料、運営費負担金3,583万7,000円や、大林児童館の増築等に伴う、都市再生整備計画事業

3,353万4,000円の増加によるものでございます。

衛生費は4億4,377万7,000円で6,644万3,000円、13%減少しております。

佐久広域連合佐久医療センター整備負担金9,164万6,000円と、小沼簡易水道事業特別会計繰出金1,003万1,000円が減少したことによります。

労働費は59万円で、53万9,000円、47.4%減少しました。雇用促進事業補助金が60万円減少したことによります。

農林水産業費は4億497万6,000円で、6,635万6,000円、19.36%増加してございます。クラインガルテン整備事業が8,711万4,000円、農作物災害緊急対策事業補助金が5,333万7,000円増加したことによります。

商工費は、6,529万4,000円で、362万円、5.3%減少しました。工業振興奨励補助金が657万5,000円、地域発元気づくり支援金事業が120万円減少したことなどによります。

土木費は10億462万7,000円で、1億4,735万6,000円、17.2%減少してございます。町道維持補修工事1,424万8,000円、25年度からの繰り越し事業である繰越明許まちづくり交付金事業3億1,510万8,000円、社会資本整備総合交付金による橋梁修繕費3,343万1,000円の増加によります。

消防費は、2億6,994万9,000円で、2,235万3,000円、9%増加しております。消火栓、防火水槽への標識等の設置のために消防施設整備経費855万8,000円の増加や、佐久広域連合への負担金923万2,000円の増加が要因となってございます。

教育費は5億8,894万1,000円で、3,673万5,000円、6.7%増加しました。北小学校の大規模改造工事の完了による9,987万6,000円の減少、南小学校大規模工事による1億510万5,000円の増加が要因であります。

災害復旧費は365万円で、918万8,000円、71.6%減少してございます。いずれも町単独の災害復旧で、農林水産業施設377万1,000円、公共土木施設が541万7,000円それぞれ減少となっております。

公債費は7億4,706万6,000円で、6,741万円、9.9%増加してござ

います。まちづくり交付金事業債、中学校建設事業債による元金償還が始まったこと等により、増加となっております。

決算書の14ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出差引額が3億7,259万5,322円、うち、基金繰入金が1億1,000万円、以上が26年度決算の概要でございます、本日、平成27年9月4日、議会に提出するものでございます。

次に、200ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が66億32万4,000円、歳出総額が62億8,772万9,000円、歳入歳出差引額が3億7,259万5,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、2の繰越明許費繰越額が1億5,584万9,000円でございます。それから実質収支といたしましては2億1,674万6,000円、このうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額として1億1,000万円、次年度繰越額はこの5から6を引いた、1億674万6,000円ということになります。

決算書の358ページ以降に、決算に関する説明資料がございますが、地方公共団体の会計では、個々の団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、他市町村と財政比較や統一的な掌握を可能にするため、地方財政統計上で統一的に用いられる会計区分として、普通会計というものがございます。当町で言えば、一般会計と、それから住宅新築資金貸付特別会計と小沼地区財産管理特別会計をこれは合わせたものが、その全容を合わせたもので、その全容を対外的に示すものでございます。この普通会計での決算は、この3つの会計を単純に合算するわけではございません。会計間の重複を調整していることから、3会計ごとの決算書から簡単にその額を求めることはできませんし、一般的にも理解しがたい状況でございます。こうしたことと、一般会計が普通会計に占める割合は99.9%以上になります。つまり、2つの会計合わせても普通会計の0.1%に満たないということでございますので、この資料では、一般会計に特化して説明をさせていただいております。

なお、この説明欄の12ページから16ページまでの帳票につきましては、帳票と、それからお手元に別途配付してございます、資料番号2、平成26年度決算状況、この1枚もののぺらについてはただいま申し上げました普通会計での数値で作

成しておりますので、あらかじめ御承知おきをいただきたいと思います。

決算に関する説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

市村千恵子議員。

（ 1 2 番 市村千恵子君 登壇）

○ 1 2 番（市村千恵子君） 議席番号 1 2 番、市村千恵子です。

3点ほどお聞きしたいと思います。通告してございますのでページ数で言っていたと思います。

決算書の 1 1 7 ページでありますけれども、この衛生費、塵芥処理費委託料ということで今回の決算額一般廃棄物処理委託料 8, 1 9 4 万 2, 2 7 7 円とございました。

広報やまゆりの 4 月号でも、この 2 6 年度のごみ処理ということで、可燃ごみが近年増加して、平成 1 9 年からすると最高の排出量になったとの広報もございました。

町として要因をなんと考えているのか。また、その増加した要因、それと今後の対策についてはどうなのか、それと、最終処分場の年間埋め立て量というのは、計画通りに進んでいるのか、それとも減量しているのか、増加しているのか、その寿命が満杯になるのはいつごろの予定なのか。

次ですけれども、ページ 1 2 7 ページなんですけれども、農林水産費の林業総務費 1 2 9 ページのほうにあるんですけど、有害鳥獣捕獲委託料、その前に 1 2 7 のところでこの買い上げ金 1 5 5 万っていうのが有害鳥獣を捕獲した場合の報奨金っていう部分なのかなと思うんですけども、これの今年度の、2 6 年度の実績です、あと今年度の状況はどうなのかっていう点。

それと、ページ 1 4 5 ページです。

1 4 5 ページ、社会資本整備総合交付金事業の橋梁維持補修事業経費、橋梁長寿命化っていうことで決算額が出ておりますけれども、この内容と、これが計画的に進められているわけですけども、その進捗状況はどうなのかっていう点についてお願いします。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは最初に、可燃ごみの増加の要因と今後の対策という部分についてお答えをいたします。

平成14年にプラスチック製容器包装を可燃ごみから、資源ごみとして分別を始めたことなどによりまして、平成20年度までは次第に分別の徹底が町民の皆様へ浸透し、可燃ごみの減少が続いておりました。

これらの分別が町民の皆様の御理解によりある程度徹底されてきますと、可燃ごみの減量化は頭打ちとなり、アパートの新築等による人口増加に比例して御質問のとおり平成26年度まで可燃ごみは増加傾向にあります。

近年、最少でありました平成20年度の可燃ごみの年間排出量を、町民1人当たりで換算しますと、約86kgとなっていました。平成26年度には約95kgとなりまして、9kg増加している状況でございます。

広報やまゆりに掲載しましたとおり、平成24年度に実施した組成調査では、収集された可燃ごみの中に、おかしの箱やトイレットペーパーの芯、封筒など、資源物として収集できる雑紙が6.6%混入していました。

これを年間の発生量に換算いたしますと、約51tもの可燃ごみの減量につながってまいります。

先ほど申し上げました町民1人当たり、年間9kgの増加量を、さらに1日当たりで換算しますと、約25gということで、標準的な新聞広告4枚程度の重さでございます。

今後の対策としましては、この雑紙を資源ごみに分別することの周知徹底を図るとともに、定期的に可燃ごみの組成を調査いたしまして、雑紙のほかにも資源ごみ等の混入がございましたら、それらの分別について周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、最終処分場の年間埋め立て量は計画通り、満杯になるのはいつかという御質問でございますが、平成18年度の搬入量、覆い土は含んではおりませんが、搬入で量、341t、覆い土を含めた埋め立て量は約700m<sup>3</sup>というふうになっております。

それまでの埋め立て量は増加傾向にございました。

当初計画における埋め立て期間は、平成8年度から平成22年度までの15年間となっておりましたので、最終処分場の延命化を図るため、平成19年度から放出プラスチック、廃家電等を最終処分場でさらに分別し、民間業者への処理委託などで埋め立て以外の処理を進めてきたことにより、埋め立て量は年々減少しております。

平成25年度の搬入量は、年間100tで、覆い土を含めた埋め立て量は約65m<sup>3</sup>でございます。

平成26年度の搬入量は、年間87tで、覆い土を含めた埋め立て量は57立方m<sup>3</sup>と、年間搬入量は100tを切るところまで減量化が進んでおります。

平成25年度に最終処分場の残りの容量を測量したところ、約1万1,240m<sup>3</sup>、となっておりまして、少なくとも30年以上は大丈夫だと見込んでおります。

今後も年間100t前後の搬入量が続くと推測しますと、あくまでも計算上でございますが、満杯までには100年以上かかることとなりますので、緊急性はございませんが、次年度以降、また改めて詳細な残容量の測量を実施し、その後の供用可能年数を推計していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、搬入量かなり減ってきておりますので、相当の年数が、余裕があるという状況でございます。

○議長（笹沢 武君） 次は、荻原春樹産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） 私からは、平成26年度の有害鳥獣の駆除の実績についてお答えをさせていただきます。

報償費につきましては、有害鳥獣の捕獲155頭ございました。

内訳につきましては、鹿で106頭、イノシシ39頭、熊10頭でございます。

また、有害鳥獣の捕獲委託料につきましては、熊の学習放獣の経費、それと小諸市、軽井沢町と合同で実施しました広域捕獲業務の委託料の支出となっております。

26年度の実績につきましては、熊の学習放獣業務9件、広域捕獲の委託料につきましては、町単独事業2回、県単独事業2回の合計4回を実施しております。

なお、広域捕獲業務につきましては、ただいま説明しましたほかに、環境省と東信森林管理署が委託する事業3回を実施しておりまして、町事業と合わせまして、鹿4頭、イノシシ2頭、合計6頭の捕獲をしてございます。



27年度の計画でございますが、予算計上では有害鳥獣駆除の報奨金では、175頭分を予定しまして、計上してございます。

また、熊の学習放獣につきましては、15頭分。広域捕獲事業につきましては、26年度と同じく、4回分を予定し、予算計上をさせていただいてございます。よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 続けて、大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

橋梁維持補修事業経費、橋梁長寿命化4,590万5,459円はということでございますが、御代田町が所管する57基の橋梁のうち、54基が橋梁長寿命化計画により工事対象となっております。

そのうちの27基が平成22年度に策定しました橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、国土交通省の交付金を受けて補修工事を逐次行っているところでございます。

既に町内では、大型で永久橋と呼ばれております塩野山橋、昇龍橋、ふるさと大橋、露切橋等、7橋の大がかりな補修工事のほうはあらかじめ済んでおるという状況でございます。

全く別事業の都市再生整備事業、都市再生整備計画事業では、難所でございますし、たしなの鉄道の跨線橋、栄橋のひび割れ工事も平成26年度に完了しました。

決算資料の主要事業に掲載してはございますが、26年度に実施したものでは、調査測量設計委託料といたしまして、湯川橋の橋梁現況調査補修設計が309万9,000円、新幹線跨線橋耐震補強設計が776万6,000円、濁川橋橋梁詳細設計が410万4,000円、濁川橋の用地測量が38万8,000円、新幹線跨線橋の予備設計が70万2,000円でございます。

橋梁維持補修工事といたしまして、面替橋の橋梁補修工事が1,192万3,000円、塩野山橋橋梁補修工事が443万8,000円、昇龍橋の橋梁補修工事が1,250万6,000円でございます。

そのほかに、濁川橋の用地購入費といたしまして、15万6,659円となっております。

今後の進捗状況と申しますか、計画ということでございますが、平成27年度につきましては、大谷地1号橋や、東原橋など、4橋の点検保守設計と、面替橋、湯

川橋、濁川橋の3基の補修工事を予定してございまして、事業費7,370万円のうち、国費4,050万円、交付率が上限で55%、事業要望いたしました。国土交通省から実際に決定された交付額は2,840万7,000円でございます、事業要望額の70%という結果になってございます。

本年度に、27年度に実施予定であります三ツ谷の濁川橋につきましては、昭和43年に架設されましたが、橋長5.4m、幅員6.1mで上部工が鋼I桁橋、下部工が動力式橋台の構造形式となっております。

25年に点検調査を行いまして、上部工につきましては、高欄の損傷と、鋼製主桁の腐食、コンクリート床板の下面のひび割れと、鉄筋の露出が確認されてございます。

鋼製の主桁は6本ございまして、そのうち損傷が著しく激しい桁が4本発見されております。

下部工については、橋台コンクリートの表面のひび割れが数カ所見受けられたので、コンクリート内部の劣化状況を確認するため、30cm程度はつり、中性化試験を行いましたが、コンクリート構造物への影響は低く、特に問題はありませんでした。

点検結果による濁川橋の補修工法については、ライフサイクルコストや通行制限等による周辺への影響等を配慮すると、橋台をそのまま利用して、上部工だけを架け替えるという工法の検討を行いました。

26年度に詳細設計を行って、27年度に工事を行う予定でございました。ただし、社会資本整備総合交付金事業の道路事業につきましては、2つの事業メニューがございまして、面替橋や湯川橋の2橋の補修工事や、大谷地1号橋等4橋の点検補修等が、工種のほうが修繕というものに該当するため、『安全、安心、快適な交通を確保する道路整備等の推進計画』に属しているということでございます。

濁川橋につきましては、工種が『老朽橋架替』というものに該当するため、地域に密着した市町村道の減災対策推進計画という別の推進計画に属するものでございます。

本年度の国土交通省の内示額に対します事業費の内訳は、『安全、安心、快適な交通を確保する道路整備等の推進計画』の事業費が3,010万円で、『地域に密着した市町村道の減災対策推進計画』の事業費が2,155万円となりましたが、

その濁川橋に係る事業費は2,970万円を今のところ必要としてございます。

交付金のほうは、各推進計画に対して割り当てられているため、各計画の中での事業費のやりくりは自由ですが、そのメニュー間の計画間をまたぐ事業費の流用は認められておりませんので、要望額の70%という結果から、濁川橋のほうは、少し現在のところ発注できないような状況でございます。

その橋のかけかえというものになりますと、特に濁川橋につきましては、付加分一体ということで発注するしかなくて、例えば、今年だけ交付金事業分だけ発注して、桁を半分かけて、残りを来年またかけるというような工事にはいきませんので、現在、その県のほうと、ほかの市町村の事業費の割り当て分としての不足額を回していただけないかということで、調整というか協議に入っていくところでございます。

いまだにまだ、情報等は来てませんが、場合によっては本年度無理な場合は繰り越して、濁川橋の分だけ繰り越して、28年度の実業費と合わせての発注を考えられるかなというふうなところでございます。

その他の27年度に実施する橋梁につきましては、大谷地1号、2号の1号橋の調査設計と面替橋の補修工事は既に発注してございます。

面替橋上流の湯川橋につきましては、面替橋の工事が完了後に発注する予定でございます。

その後、今後のことではございますが、橋梁長寿命化修繕計画におきましては、平成29年度までに対象となりますところの橋梁の補修工事を完了させる予定でございます。

23年度から計画的に補修工事を進めております。既に、そのふるさと大橋や昇龍橋、塩野山橋など、補修工事が完了してございまして、27年度末には湯川橋のほうも完了する予定でございますので、約3割の補修工事が完了となる予定でございます。

現在、補修工事の補修設計、補修工事や補修設計を進めております橋梁等を含めますと、約5割の13基の橋梁について事業のほうは着手してございます。

残りの14基につきましては、本年度交付決定額70%という結果もありまして、事業費の確保が厳しい状況が続くという予想されますが、小規模の橋につきましては、職員が直接点検等当たったりしていく予定でございます。

今後の事業におきましては、国土交通省の交付状況によって進捗率というものが左右されるわけですが、交付額に見合う事業費で整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 衛生費の塵芥処理費の部分では、組成の中でやはり雑紙、可燃の中にはやはりまだまだ雑紙が多いのではないかと、結構やはりこれは住民の力を借りてやっていかないと、なかなか減量は難しいのかなと思う反面、やはり収集場所ってというのが今後の課題として、やはりいろんな庁舎を研修に行ったりすると、公共施設などで結構出せるような場所を確保しているってこともございますので、やはり、出す場所をふやしていくことも一つなのかなっていうふうに思いますので、ちょっと考えていただきたいなっていうのもありますが、その最終処分場については、本当に大きく破砕機も導入しながら、それから硬質プラスチックは分けて、それなりの引き取り業者に持って行く中で、非常に頑張ってきた成果が出ているなというふうに思います。

捕獲量も、鳥獣被害ですね。今回、今の実績では、155頭のうち、熊は10頭ということで、あと放獣、学習放獣が9件だということなんですけども、本当に浅間山をしょっているの、かなり住宅地にまでも今年度ですか、児玉の世代間で出たとか、豊昇、それから一里塚、さまざまところで出没してるわけなんですけども、やはり熊の場合本当に子どもなんかにとっては非常に危険だということで、やはり一斉メール配信とかではいただけなんですけども、防災無線も使って、周知してる場所ですが、なかなか聞こえないということもございますので、ぜひ熊の出没に関しては、住民の安全確保のための広報っていうものをしていただきたいと思います。

それでまた先ほどの長寿命化。

○議長（笹沢 武君） 市村議員に申し上げます。質疑の場で意見を述べることはできませんので、気をつけてください。続けてください。

○12番（市村千恵子君） はい。社会資本整備ということで、今現在、調査設計とかも含めれば5割方済んだということで、ぜひ29年度までということなので、交付税が減らされている中で、やっていくということだったと思うわけですが、計画的に進

めていくというお話だったように思うので、わかりました。

じゃあ、濟いません。鳥獣の関係で、今年度、26年度は175頭を予定して  
るってことでありましたけれども、さらにこれをふやす考えていうのは、予算  
っていうか、来年度に向けてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） お答えいたします。

来年度へ向けてのということでございます。これにつきましても、本年度の実績  
等を勘案する中で、予算要求等していきたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

井田理恵議員。

（2番 井田理恵君 登壇）

○2番（井田理恵君） 議席番号2番、井田理恵です。

3点ほど申し上げます。

決算書の140ページ、歳出の項で款8、項1、目2の道路維持費なんですけど、  
備考欄の13の001、道路環境美化委託料ということで602万7,000円あ  
ります。

説明資料のほうでも出てるんですけども、後半のほうで、66ページなんです  
けれども、町単独の環境美化委託ということで600万、この内容についてここに  
道路全般の側溝や掃除、草刈り、除草などって書いてありますけれども、記されて  
いますけれども、どれくらいの頻度で重点箇所はあるのか。

今、報告事項の中でありましたけれども、道路のそこにかかるのか、ちょっとま  
た確認なんですけれども、いろんなちょっと植木、道路なのか植栽の次の中にも入  
りますけれども、道路管理ということについて、今、事項等がありますが、その辺  
につきましても、どのくらいの頻度で、そして重点箇所、危険箇所というのをどの  
くらい把握されてるのかお願いしたいんですけれども。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

道路維持費、道路環境美化委託料ということでございますが、602万7,000円のうち、道路環境美化委託料が600万円、こちらは北佐久シルバー人材センターのほうに委託しているところでございます。

それと、2万7,000円につきましては、街路樹等の害虫駆除の委託ということで、主に消毒ということでございます。

町では、道路の清掃や植栽管理などの環境美化につきましては、600万円の、今後北佐久シルバー人材センターの委託内容としましては、御代田駅から向原区の方面に向かう、工場団地内の雪窓向原線や、B & G海洋センター付近から、ふるさと大橋までのふるさと農道、小田井北交差点から国道18号までの御代田佐久線、通称かりん道路、国道18号から浅間サンラインまでのやまゆりライン、雪窓湖入り口から露切橋先までの向原豊昇線、広戸までの、広戸御代田停車場線、旧中山道の小田井追分線、真楽寺東から寺沢までの川原田寺沢線、大浅間ゴルフ場西の西宮原長坂線、清万区内旧県道の清万3号線、1,000m林道の浅間幹線、塩野区内旧県道の塩野区内線、軽井沢大橋から追分までの森泉追分線などの、主要の幹線道路、延長約14kmの道路側溝の清掃や草刈り、あるいは場合によっては道路の穴埋め補修等の作業でございます。

定期的な見回りをしていただきまして、ごみの散乱場所や、道路の樹木、草の繁殖状態によって清掃、伐採、除草等を行っていただいておりますが、そのほかの路線についても適宜に状況に応じて対応しているところでございます。

毎年同じような予算額で実施しております。そのほかにも職員で定期的に道路パトロールを建設係3名で実施して側溝のつまり具合等、不具合を発見したときには清掃を行っております。

14kmの業務の状況といたしましては、清掃は毎週見回って実施しております。草刈り、除草については1年間におおむね3回から4回程度行っております。

樹木街路樹の伐採については、その都度気づいたり、要請があった場合に適宜に行っているという状況でございます。

重点箇所という部分につきましては、その中でまた重点箇所という路線はなく、一様に管理していますが、あえて挙げるといたしますれば交通量が多く、街路樹があるというところから、通称かりん通りの御代田佐久線や、シチズン・ミネベア等

の工業団地内などの雪窓向原線などが挙げられるところがございます。

危険箇所につきましては、さまざまな場所がありますし、教育委員会等の介入もあります。そういったところで毎年挙げられてくるものでございます。

ちょっと今手元に資料がないので、その辺はまた後で説明させていただきたいと思っております。

○議長（笹沢 武君） 井田議員。

○2番（井田理恵君） 今のこと続けてよろしいですか。

○議長（笹沢 武君） 継続の。

○2番（井田理恵君） はい。

○議長（笹沢 武君） してください。

○2番（井田理恵君） 今、このようにさっきも述べましたけれども、この報告事項でもありますが、ここ続けて町民の方が町の、町道の、地権者の問題もあるかと思えますけれども、そのような中で本当に今、危険箇所が確認がされてないということでございますけれども、今、予算をこの決算額でふやせとか、そういう話ではないんですが、その内容につきまして、今の状態で十分とお考えかどうかちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

北佐久シルバー人材センターの委託費だけで600万ということでございますが、今のところ、その道路としての機能、施設の機能としては果たしているというふうに感じております。

ただ、植栽をもっときれいにしてもらいたいというようなことに関しましては、なかなかそうはいきませんが、本来の道路、公共土木施設としての道路機能としては、今の予算状況と実施状況の中で十分かなというふうに思っているところでございます。

○議長（笹沢 武君） 井田議員。

○2番（井田理恵君） 起こり得る現況に十分検証していただきながら、その辺は独自に深めていただきたいと思います。

済みません。続けて、時間が申し訳ないですけれども、道路橋梁費につきまして、ただいま市村千恵子議員が全く同じものを出されました。説明も今いただきました。

んですが、少し、私の確認も込めてお願いしたいんですけれども、濁川橋についてなんですが、項目はもう同じ項目ですので言いません。橋梁の濁川橋、小規模なんですけれども、今の現在の御説明聞きました。かけかえ修繕から、かけかえの社会資本整備事業ということで項目が別になりまして、補助金、交付金、受けるにはちょっとその状況的に下部と上部の調査400万かけまして調査したところでそういったことになりまして、この減災の対策推進の事業になるということを理解してま

す。その中で、やはり、もちろん事業としてはそれを必要な経費を受けながら効率的にやるのが必要かと思うんですが、そして今県との交渉も繰り返しているということで前向きにやっていただいているということも理解いたしました。その中で、今、現状としては濁川橋、小規模な橋なんですけれども、これは意見ということではなく、ちょっとお伝えしたいんです。

確かに小規模な橋なんですけれども、通行量はとても多いです。制限をしている看板を出しておりますけれども、町内の人だけではなく、軽井沢に向かって通勤するような方も、私、朝、あそこに年間の間立つんですけれども、あそこを通過して通勤する方、この間聞いたところでは東御市から御代田に買い物に来る、知ってる人はあそこを通るんですね、生活道路。

大きな湯川橋、ふるさと大橋いろいろありますけれども、通行量と橋の強靱さというのを鑑みて、ぜひ早急というか、積極的に進めていただければありがたいかなと思います。

制限をしてもやはり必要な方はどんどん通っていきますので、きょう、あしたの中国のように橋が落ちるということは私は考えたくありませんし、そういうこと、この御代田の中であってはならないと思いますけれども、そういうことでちょっとお伝えしたいと思いましたので、よろしく願いいたします。

それから、3点目です。この1つで終わります。

123ページの款6、項1、目3の農業振興費の中で、創設の説明資料で71ページにあります新規就農者の総合支援事業補助金につきまして、4名の新規農業者ということがありますけれども、それが専業か、耕作物について、それから出身母体についてなど教えていただきたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。



(産業経済課長 荻原春樹君 登壇)

○産業経済課長(荻原春樹君) それでは、新規就農総合支援事業の補助金交付者につきまして御説明をさせていただきます。

昨年度、補助金交付者4名の方は、現在全員専業農家の方となっております。

作目につきましては、レタス、キャベツ、長ネギ、野菜の苗等をつくられているということでございまして、出身の母体につきましては、3名の方は有限会社トップリバーさんからの独立者となっております。1名の方は、兼業農家から専業農家へ移行されたいという希望のある方でございます。

よろしく申し上げます。

○議長(笹沢 武君) 井田議員。

○2番(井田理恵君) 追加で、このことにつきましてもう1点だけ。

国庫支出金から全て100%ということですけど。

○議長(笹沢 武君) 井田議員に申し上げます。3回質疑終わってますので、終了してください。

○2番(井田理恵君) じゃあ、これで終わりってということで。残念。わかりました。

○議長(笹沢 武君) 次の機会にやってください。

○2番(井田理恵君) わかりました。じゃあ、次に持ち越します。失礼します。

○議長(笹沢 武君) ほかに質疑のある方は挙手願います。

池田健一郎議員。

(10番 池田健一郎君 登壇)

○10番(池田健一郎君) 議席番号10番、池田です。

119ページのところちょっと見ていただいて、浅麓環境組合等経費の件について、以前にもこの浅麓環境組合の経費が非常に高いという、1億1,000万くらいまで上がった時期がございました。

昨年、何とかできないかというような質問をしながら数字を見ていますと、ここへきて予算ベースでいくと1,800万、約1,900万くらい減っているということ、実績からしても約1,100万くらい、25年度の実績より減っているんですけども、この減ってきていた理由ってというか、要素、この辺がみんなが一生懸命やったから減ったんだよということなのか、先ほど増える、増えるっていう話、ごみが増えて困るんだというような話の中でこうやって減っていくという事例もある

んで、ちょっとこの席で質問させてもらいました。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。

主な要因につきましては、し尿系の湿式酸化施設といいますか、今まではそういう設備から、一般的な電気料だとか、薬品が今まで多くかかっていたわけなんです、それが耐用年数といいますか、更新期間になりましたので、2年間かけて一般的なお金のかからない処理施設に整備を行いまして、その事業が終わったので大きく減っているところでございます。

そのほかに、今言うように人員のほうの状況、人件費等のほうを削減に向けて検討しておりますので、また、今年度の事業、27年度の事業費につきましても、これよりもさらに減少するというようなところで順次費用の削減については取り組んでいるところでございます。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○10番（池田健一郎君） すばらしい回答をいただきました。こういったみんなの努力でいろいろ努力して予算、あるいは費用を削減という事業は皆さんで頑張ってやっていただきたいと、こんなふうに思いまして終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

昼食のため休憩いたします。午後は1時30分の再開といたします。

（午後 0時12分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

――― 日程第16 議案第65号 平成26年度御代田町御代田財産区特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第16 議案第65号 平成26年度御代田町御代田財産区

特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の38ページをお開きください。

議案第65号 平成26年度御代田町御代田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

別冊決算書の201ページをお開きください。

平成26年度御代田財産区特別会計歳入歳出決算書でございます。

次のページをお開きください。

歳入・歳出決算書、款項別集計表でございます。

歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入でございますが、収入済額が325万8,755円。こちらにつきましては、土地貸付料300万円、これはハートピアと雪窓保育園の駐車場用地。それから、基金利子として25万8,755円でございます。

それから項2の財産売払い収入は、本年度ございませんでした。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。920万円でございます。財政調整基金からの繰り入れでございます。

款3、項1、繰越金。75万2,599円。前年度からの繰り越しでございます。

款4、項1の雑収入はございませんでした。

歳入合計が、1,325万1,354円という状況でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費でございますが、支出済額は1,232万8,212円という状況でございます。こちらにつきましては、財産区有地の管理委託料が400万円、これは50万円掛ける8区。それから下刈り委託料が640万円、80万掛ける8老人クラブでございます。これが主な支出でございます。そのほか委員報酬、旅費等でございます。

予備費の充当はございませんで、歳出合計も同額の1,232万8,212円とい

う状況でございます。

次の206ページをお開きください。

歳入歳出差引残高が92万3,142円ということでございます。去る8月21日に開催いたしました御代田財産区管理会の同意を得て、本日提出するものでございます。

212ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が1,325万1,000円、歳出総額が1,232万8,000円、歳入歳出差引額で92万3,000円ということで、翌年度に繰り越すべき財源はございませんで、実質収支として同額の92万3,000円という状況になります。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第17 議案第66号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第17 議案第66号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の39ページをお開きください。

議案第66号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。

別冊決算書の213ページをお開きください。

平成26年度小沼地区財産管理特別会計歳入歳出決算でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書、款項別集計表でございます。

まず、歳入でございます。

款 1、財産収入。項 1、財産運用収入。6 万 8,303 円、こちらにつきましては土地貸付料が 3,000 円、基金利子が 6 万 5,000 円余という状況でございます。

項 2 の財産売払い収入はございません。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。1,330 万円でございます。財政調整基金からの繰り入れでございます。この中には三ツ谷地区世代間交流センターの 1,010 万円の補助部分を含んでございます。

款 3、項 1、繰越金。31 万 7,714 円。前年度からの繰越金でございます。

款 4、項 1 の雑入はございません。

歳入合計で 1,368 万 6,017 円でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。1,318 万 5,952 円ということでございます。先ほど申し上げましたが、三ツ谷地区交流センター補助ということで 1,010 万円、そのほかに管理委託料報酬等で 308 万余の歳出となります。

予備費の充当はございませんで、歳出合計は同額の 1,318 万 5,952 円という形になります。

次の 218 ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額が 50 万 65 円、8 月 18 日に開催しました小沼地区財産管理委員会で同意を得て本日提出するものでございます。

224 ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が 1,368 万 6,000 円、歳出総額が 1,318 万 5,000 円、歳入歳出差引額が 50 万円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで、実質収支も同額の 50 万円という状況になります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第18 議案第67号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第18 議案第67号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書40ページをお願いいたします。

議案第67号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

決算書の226ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算の款項別集計表で御説明をいたします。

歳入でございます。

款1、項1、国民健康保険税でございます。収入済額、国保税率を平均22%引き上げまして4億6,321万969円で、前年度に比べまして7,979万8,000円ほどの増となっております。現年度の課税分の収納率につきましては、96.1%でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。国保税の督促手数料としまして33万3,838円でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金でございます。3億2,609万9,660円で、療養給付費国庫負担金、高額療養費共同事業負担金、特定健康診査等負担金の合計額でございます。医療費が伸びたため、前年度に比べまして2,854万4,000円ほどの増でございます。9.6%の増となっております。

項2、国庫補助金でございます。調整交付金が主なもので、1億212万

4,000円でございます。

款4、県支出金。項1、県負担金でございます。高額療養費共同事業負担金と特定健康診査負担金で、1,350万130円でございます。

項2、県補助金でございますが、財政調整交付金が主なもので、9,081万2,000円でございます。

款5、項1、療養給付費交付金でございます。8,013万3,435円で、退職被保険者の療養給付費で、社会保険、診療報酬、支払基金より交付されます。前年度に比べまして3,043万8,000円ほどの減となっております。

款6、項1、前期高齢者交付金でございます。3億7,797万7,244円で、前期高齢者の支出額及び前期高齢者の占める割合からの算出され、社会保険診療報酬支払基金より交付されます。前年度に比べまして1億635万2,000円ほど、39.2%の増となっております。

款7、項1、共同事業交付金でございます。2億989万757円で、高額療養費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金でございます。

款8、財産収入。項1、財産運用収入。8万951円でございます。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金でございますが、1億2,165万2,099円で、前年度に比べまして約3,823万8,000円ほどの増となっております。一般会計から保健指導事業の繰入金、安定化対策事業繰入金の2,000万円、保険基盤安定繰入金が主なものとなっております。

款10、項1、繰越金でございます。繰越金額7,721万6,553円で、前年度に比べまして4,121万3,000円の増となっております。

款11、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございます。延滞金としまして192万6,657円でございます。

項2、受託事業収入でございますが、個別健診個人負担金としまして、28万6,000円でございます。143名分でございます。

項3、雑入でございますが、152万160円で、交通事故に伴う医療給付費、国保喪失後の国保保険証使用に伴う医療費の返還分でございます。

収入合計でございますが、18億6,631万3,953円でございます。

続きまして、228ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費でございますが、支出済額 5 1 5 万 8, 7 3 5 円で、委託料、通信運搬費が主なものでございます。

項 2、徴税費でございますが、賦課徴収費としまして 3 5 5 万 3, 5 6 8 円でございます。

項 3、運営協議会費でございます。1 万 8, 0 0 0 円で、これは国保運営協議会の委員報酬でございます。

款 2、保険給付費。項 1、療養給付費でございますが、9 億 5, 5 1 2 万 6, 6 6 7 円で、前年度よりも 6, 9 2 5 万 8, 0 0 0 円ほど、7. 8%の増となっております。療養給付費、療養費等でございます。

項 2、高額療養費でございますが、1 億 3, 9 9 9 万 7, 8 2 7 円で、前年度より 2, 6 5 2 万 1, 0 0 0 円ほど、2 3. 4%の増となっております。

項 3、出産育児一時金でございます。5 5 8 万 2, 9 4 0 円で、1 4 件分でございます。

項 4、葬祭諸費でございます。4 5 万円で、1 5 件分でございます。

款 3、項 1、後期高齢者支援金でございます。2 億 3, 9 0 9 万 3, 9 3 1 円で、前年度より 5 9 9 万 1, 0 0 0 円ほど、2. 6%の増でございます。後期高齢者医療費の市町村国保が負担する支援金でございます。

款 4、項 1、前期高齢者納付金でございます。1 8 万 9, 8 1 9 円で、前期高齢者の納付金でございます。

款 5、項 1、老人保健拠出金でございます。事務費の拠出で、8, 0 7 2 円でございます。

款 6、項 1、介護納付金でございます。1 億 9 8 2 万 2, 7 8 4 円で、前年度より 2 7 4 万 1, 0 0 0 円ほど、2. 6%の増でございます。国保加入者の介護保険第 2 号被保険者に係る納付金でございます。

款 7、項 1、共同事業拠出金でございます。1 億 8, 1 1 4 万 1, 5 5 2 円で、前年度より 1, 1 6 7 万 1, 0 0 0 円ほどの 6. 9%の増となっております。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金でございます。

款 8、保健事業費。項 1、特定健康診査等事業費でございます。8 0 1 万 3, 4 5 0 円で、特定健康診査の事業費でございます。

項 2、保健事業費でございますが、1, 6 1 4 万 2, 6 5 3 円で、保健指導を行う



職員の賃金と、人間ドックの補助金等でございます。

款 10、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金でございます。273万1,700円で、療養給付費国庫負担金返還金が主なものでございます。

款 11、項 1、予備費については支出がありませんでした。

歳出合計でございますが、16億6,733万1,698円でございます。

続きまして、230ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額1億9,898万2,255円でございます。

続きまして、254ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額 18億6,631万3,000円。

2. 歳出総額 16億6,733万1,000円。

3. 歳入歳出差引額 1億9,898万2,000円。

4. 翌年度に繰り越すべき財源はございません。

5. 実質収支額 1億9,898万2,000円。

説明は以上です。御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第68号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第19 議案第68号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書41ページをお願いいたします。

議案第68号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をいたします。

決算書の256ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書、款項別集計表で御説明いたします。

歳入でございます。

款1、項1、介護保険料でございます。収入済額1億9,784万3,578円で、対象者の増加によりまして、前年度より1,026万2,000円ほど、5.6%の増でございます。現年度徴収率は、98.4%でございます。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金でございます。115万6,900円で、介護予防事業の負担金でございます。

款3、使用料及び手数料。項1、手数料でございます。督促手数料といたしまして、4万7,500円の収入でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金でございます。1億6,999万1,103円で、介護納付費負担金で、前年度よりも460万8,000円ほど、2.8%の増でございます。

項2、国庫補助金でございますが、5,581万1,477円で、調整交付金と地域支援事業交付金でございます。

款5、項1、支払基金交付金でございますが、2億6,203万3,120円の収入で、こちらは介護給付費交付金、地域支援事業の交付金でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金でございますが、1億3,003万1,588円の収入で、介護給付費負担金でございます。

項2、県補助金でございますが、456万4,178円で、地域支援事業交付金でございます。

款7、財産収入。項1、財産運用収入でございます。基金利子としまして、3万5,197円の収入でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金でございます。1億4,168万1,000円で、一般会計からの介護納付費、包括的支援任意地域支援事業等への繰り入れでございます。

項2、基金繰入金でございますが、基金から151万6,000円の繰り入れでございます。

款 9、項 1、繰越金は、4,203万8,840円でございます。

款 10、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。延滞金としまして、1万300円でございます。

項 2、サービス収入でございますが、241万9,240円で、介護要支援 1、2の方の居宅介護予防支援サービスの計画費でございます。

項 3、雑入については収入がありませんでした。

収入合計でございますが、10億918万21円でございます。

続きまして、258ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、項 1、総務費でございます。支出済額でございますが、1,610万9,668円で、認定調査員の賃金、賦課徴収経費でございます。

款 2、項 1、保険給付費でございますが、8億8,903万3,116円で、前年度よりも782万2,000円、0.9%の減でございます。介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等でございます。

款 3、地域支援事業費でございます。項 1、介護予防事業費でございます。1,230万1,943円で、前年度より42万3,000円ほどの増でございます。介護予防、1次、2次予防の予防事業に関わる経費でございます。

項 2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、2,531万1,939円で、前年度より371万2,000円ほど、17.2%の増でございます。地域包括支援センターの運営経費が主なものでございます。

款 4、項 1、基金積立金は、5万円でございます。

款 5、項 1、諸支出金でございますが、1,178万1,437円で、保険料等の還付経費でございます。

款 6、項 1、生活介護サポーター養成事業費でございます。308万2,838円でございます。

款 7、項 1、ボランティアポイント事業費でございますが、9万4,030円で、33名分でございます。

款 8、項 1、予備費については支出がありませんでした。

歳出合計額ですが、9億5,776万4,971円でございます。

続きまして、260ページをお願いいたします。

歳入歳出差し引き残額 5,141万5,050円でございます。

続きまして、282ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額 10億918万円。
2. 歳出総額 9億5,776万4,000円。
3. 歳入歳出差引額 5,141万5,000円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額 5,141万5,000円。

説明は以上でございます。御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第20 議案第69号 平成26年度御代田町後期高齢者医療特別

会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第20 議案第69号 平成26年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書42ページをお願いいたします。

議案第69号 平成26年度御代田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

決算書の284ページをお願いいたします。

歳入・歳出決算書、款項別集計表で御説明いたします。

款1、項1、後期高齢者医療保険料でございます。収入済額9,051万7,710円でございます。75歳以上の被保険者の保険料でございます。税率が

改正されたためまた対象者が増えたため、前年度に比べまして1,184万6,000円ほど、15%の増でございます。現年度の徴収率は98.48%ございました。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料、督促手数料で、2万6,700円でございます。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金でございますが、3,152万3,000円でございます。事務費、保険基盤安定の関係、保険事業費に対する繰入金でございます。

款4、項1、繰越金でございますが、前年度からの繰越金は3万7,972円でございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料の収入はありませんでした。

項2、償還金及び還付加算金は7万2,600円で、保険料の還付金が主なものでございます。

款7、雑入でございますが、217万7,891円でございます。人間ドックに対する特別調整交付金、健診事業費の広域連合への支出金でございます。

歳入合計でございますが、1億2,440万5,873円でございます。

続きまして、286ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費は、歳出済額、支出済額129万9,840円で、委託料、通信運搬費が主なものでございます。

項2、徴収費でございますが、賦課徴収経費としまして、27万609円でございます。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1億1,963万9,123円で、前年度に比べまして1,354万4,000円ほど、12.8%の増となっております。保険料等の納付金、保険基盤安定の負担金でございます。

款3、保健事業費。項1、健診事業費でございますが、123万573円で、後期高齢者の健診委託料でございます。

項2、保健事業費は113万円でございます。人間ドックの補助金でございます。

款4、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金でございますが、7万2,600円で、保険料、還付金が主なものでございます。

款5、項1、予備費については、支出がありませんでした。

歳出合計額でございますが、1億2,364万2,753円でございます。

続きまして、288ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額でございます。76万3,120円でございます。

続きまして、298ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額 1億2,440万5,000円。

2. 歳出総額 1億2,364万2,000円。

3. 歳入歳出差引額 76万3,000円。

4. 翌年度に繰り越すべき財源はございません。

5. 実質収支額 76万3,000円。

説明は以上でございます。御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第21 議案第70号 平成26年度御代田町住宅新築資金等貸付

事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第21 議案第70号 平成26年度御代田町住宅新築資金

等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書43ページをお願いいたします。

議案第70号 平成26年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の300ページ、301ページをごらんください。

歳入・歳出決算書、款項別集計表でございます。住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入。

款 1、県支出金。項 1、県補助金。収入済額が 21 万 8,000 円でございます。償還推進事務費に対する 4 分の 3 補助でございます。

款 2、繰入金。項 1、他会計繰入金。収入済額が 478 万 8,000 円、一般会計からでございます。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。収入済額は 3,970 円。平成 25 年度からでございます。

款 4、諸収入。項 1、貸付金元利収入。収入済額が 183 万 3,735 円、前年度と同じく改修 4 件、宅地取得が 17 件、新築が 18 件でございます。

歳入合計は、684 万 3,705 円でございます。

次の 302 ページ、303 ページをごらんください。歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、住宅費。支出済額 31 万 1,280 円、口座振替手数料、切手、消耗品等の事務費でございます。

款 2、公債費。項 1、公債費。支出済額 652 万 8,952 円でございます。起債元金利息償還金で、計画どおりでございます。

歳出合計につきましては、684 万 236 円でございます。

次の 304 ページをごらんください。歳入歳出差引額 3,469 円を、平成 27 年度へ繰り越します。

続きまして、310 ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額 684 万 3,000 円。
2. 歳出総額 684 万円。
3. 歳入歳出差引額 3,000 円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額 3,000 円。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 2 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度御代田町公共下水道事業特別会計

歳入歳出決算の認定について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第 2 2 議案第 7 1 号 平成 2 6 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書 4 4 ページをお願いいたします。

議案第 7 1 号 平成 2 6 年度御代田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の 3 1 2 ページ、3 1 3 ページをごらんください。

歳入・歳出決算書、款項別集計表。公共下水道事業特別会計、歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金。項 1、負担金。収入済額が 1,874 万 9,700 円。こちらは受益者負担金でございます。不納欠損額は 893 万 7,496 円。執行停止中の事項等がございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。収入済額が 2 億 8,521 万 6,090 円。下水道料金でございます。不納欠損額が 212 万 6,756 円でございます。相続人の不存在や廃業法人、あと時効でございます。

項 2、手数料。収入済額が 25 万 2,900 円。指定工事店の申請手数料等がございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫補助金。1,390 万円。こちらは社会資本整備総合交付金でございます。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金でございますが収入済額が 1 億 7,091 万 5,000 円で、一般会計からの繰り入れでございます。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。収入済額 719 万 744 円。平成 25 年度からの繰り入れでございます。



款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。収入済額が 8 5 万 9, 8 0 7 円  
でございます。延滞金及び過料でございます。

項 2、雑入。収入済額が 1 2 0 万 7, 1 4 6 円でございます。金抜き設計手数料、  
消費税還付金等でございます。

款 7、町債。項 1、町債。収入済額が 1 億 5, 0 7 0 万円でございますが、資本  
費平準化債などでございます。

歳入合計は、6 億 4, 8 9 9 万 1, 3 8 7 円でございます。

次の 3 1 4 ページ、3 1 5 ページをごらんください。歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、都市計画費。支出済額が 1 億 6, 7 9 5 万 8, 0 0 0 円。  
4 4 万 7, 0 0 0 円でございます。主なものといたしまして、施設管理委託料、汚  
泥処理負担金等でございます。

款 2、公債費。項 1、公債費。支出済額が 4 億 7, 8 8 8 万 4, 1 6 6 円ござい  
ます。起債の元金利息償還金でございます。

款 3、予備費。項 1、予備費でございますが、ございません。ゼロ円ございま  
す。

歳出合計につきましては、6 億 4, 6 8 4 万 2, 6 1 3 円でございます。

次の 3 1 6 ページをごらんください。歳入歳出差引残額 2 1 4 万 8, 7 7 4 円を  
平成 2 7 年度へ繰り越しします。

続きまして、3 2 8 ページをごらんください。実質収支に関する調書ございま  
す。

1. 歳入総額 6 億 4, 8 9 9 万 1, 0 0 0 円。
2. 歳出済額 6 億 4, 6 8 4 万 2, 0 0 0 円。
3. 歳入歳出差引額 2 1 4 万 8, 0 0 0 円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額 2 1 4 万 8, 0 0 0 円。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 3 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度御代田町農業集落排水事業特別

会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 3 議案第 7 2 号 平成 2 6 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 4 5 ページをお願いいたします。

議案第 7 2 号 平成 2 6 年度御代田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

別冊決算書の 3 3 0 ページ、3 3 1 ページをごらんください。

歳入・歳出決算書、款項別集計表。農業集落排水事業特別会計、歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金。項 1、分担金。収入済額が 3 万 2, 2 2 6 円。こちらにつきましては、草越・広戸の事業組合からの受益者負担金でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。収入済額が 9 0 0 万 2, 1 6 6 円でございます。下水道使用料でございます。

項 2、手数料。1, 9 0 0 円。督促手数料でございます。

款 3、繰入金。項 1、他会計繰入金。一般会計から 1, 7 0 0 万 1, 0 0 0 円を繰り入れているものでございます。

款 4、繰越金。項 1、繰越金。収入済額が 1 4 7 万 6, 1 8 8 円。平成 2 5 年度からの繰り入れでございます。

款 5、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料でございますが、収入済額が 1, 0 0 0 円。こちらは延滞金等でございます。

よって、歳入合計は、2, 7 5 1 万 4, 5 1 6 円でございます。

次の 3 3 2 ページ、3 3 3 ページをごらんください。歳出でございます。

款 1、農林水産業費。項 1、農地費。支出済額が 9 1 8 万 6, 8 4 7 円。主なも

のといたしまして、光熱費、施設管理委託料、修繕費等でございます。

款 2、公債費。項 1、公債費。支出済額が 1,737 万 2,794 円でございます。起債元金利息償還金でございます。

予備費の充当はございません。

歳出合計は、2,655 万 9,641 円でございます。

次の 334 ページをごらんください。歳入歳出差引額は 95 万 4,875 円を平成 27 年度へ繰り越します。

続きまして、340 ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額 2,751 万 4,000 円。
2. 歳出総額 2,655 万 9,000 円。
3. 歳入歳出差引額 95 万 4,000 円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額 95 万 4,000 円。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――― 日程第 24 議案第 73 号 平成 26 年度御代田町個別排水処理施設整備

事業特別会計歳入歳出決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 24 議案第 73 号 平成 26 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 46 ページをお願いいたします。

議案第73号 平成26年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

決算書の342ページ、343ページをごらんください。

歳入・歳出決算書、款項別集計表。個別排水処理施設整備事業特別会計、歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。収入済額が546万8,914円。施設の使用料でございます。

項2、手数料。収入済額が1,100円で、督促手数料でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金は一般会計から668万5,000円を繰り入れているものでございます。

款3、繰越金。項1、繰越金は平成25年度から70万647円を繰り越してございます。

款4、諸収入、延滞金。項1、延滞金、加算金及び過料はございません。

歳入合計は、1,285万5,661円でございます。

次の344ページ、345ページをごらんください。歳出でございます。

款1、衛生費。項1、保健衛生費。支出済額が574万9,230円で、施設管理委託料が主なものでございます。

款2、公債費。項1、公債費は支出済額590万8,828円。起債元金利息償還金でございます。

予備費の充当はございません。歳出合計は、1,165万8,058円でございます。

次の346ページをごらんください。歳入歳出差引残額119万7,603円を平成27年度へ繰り越します。

続きまして、352ページをごらんください。実質収支に関する調書。

1. 歳入総額 1,285万5,000円。
2. 歳出総額 1,165万8,000円。
3. 歳入歳出差引額 119万7,000円。
4. 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5. 実質収支額 119万7,000円。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第25 議案第74号 平成26年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出

決算の認定について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第25 議案第74号 平成26年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書60ページ。

議案第74号 平成26年度御代田小沼水道事業会計歳入歳出決算の認定について、説明いたします。

地方公営企業法で定められている計算書は別冊のとおりでございますが、本決算書は、新会計基準による運用システムに完全移行しているもので、その概要については、お手元の別紙、資料番号5の平成26年度の、御代田小沼水道事業決算状況で説明いたします。

別紙、資料番号5の平成26年度御代田小沼水道事業決算状況をごらんください。

2の営業成績、4の資金収支状況は、消費税込みの決算額と、年度当初の予算額を記載したものでございます。

達成率は、当初予算額に対する決算額の比率となっております。

議員の皆様も既に御承知のとおり、御代田町簡易水道事業と小沼地区簡易水道事業は、地方公営企業法の定めるところにより、平成26年度からこの2社が統合し、御代田小沼水道事業として発足いたしました。

さて、公営企業としての初年度の業務活動の結果は、1の給水業務に記載のとおり、年度末の給水戸数は3,143戸で、年間有収水量は約76万 $m^3$ でございます。

す。近年は、節水機器の普及などにより減少傾向でございます。

次に、2の経営成績でございますが、営業収益は1億6,987万6,000円余で、当期純利益は1,086万8,000円余でございます。

上から順に説明しますと、営業収益の1億6,987万6,088円は、主たる営業活動から生ずる収益で、水道使用料、消火栓管理料等が主なものでございます。営業費用の1億5,543万8,599円は、主たる営業活動から生ずる費用で、受水費、光熱費、修繕費、検針委託料が主なものでございます。営業利益は、営業収益と営業費用の収支でございます。1,443万7,489円でございます。

営業外収益の2,059万5,258円は、金融及び販売活動に伴う収益、その他、主たる営業活動から生ずる収益で、基金積立利息、減価償却補助金相当額が主なものでございます。これは、過去に水道事業として改良に充てるために受けた補助金を分割計上するように定められているところによるものでございます。営業外費用の1,318万8,885円は、金融及び財務活動に伴う費用、その他、主たる営業活動に係る費用以外の費用で、企業債利息等がこれに当たります。経常利益は、営業利益に営業外収益と営業外費用の収支を加えたもので、2,184万3,862円でございます。

特別利益は、当年度の経常的収益から除外すべき利益で該当はありません。特別損失の1,097万4,920円は、当年度の経常的費用から除外すべき損失で、過年度損益修正損、その他、特別損益等が主なものでございます。特別損失のうち890万円余は、過年度損益修正損として別冊決算書に計上されておりますが、これは御代田簡易水道事業と小沼地区簡易水道事業が抱えていた不良債権を法の定めるところにより損失処理したもので、来期以降はこのような多額の金額で発生することはございません。当期純利益は、経常利益に特別利益と特別損失の収支を加えたもので、1,086万8,942円でございます。

このような経営成績を受けて、当年度の資金状況は、3の資金収支状況に記載のとおりでございます。

上から順に説明しますと、期首資金残の7億4,238万3,582円は、当初予算額に対しまして人事異動や賞与引当金を要したことによって補正したものでございます。

期末資金残は、7億7,672万2,633円でございます。

経常収入の1億9,047万1,346円は、給水費、給水手数料、長期前受金戻入等でございます。経常支出の1億7,960万2,404円は、浄水・給水費、減価却費、企業債取扱諸費等でございます。経常収支差額は、プラスの1,086万8,942円でございます。

資本的収入の953万5,500円は、新規加入金等でございます。資本的支出の4,410万2,997円は、建設改良費、企業債償還金等でございます。資本的収支差額は、マイナス3,456万7,497円でございます。

よって、経常収支はプラス、資本的収支はマイナスとなりましたが、当初予算時の説明のとおり、資本的収支のマイナスは経常収支の資金の中から当年度損益勘定留保資金で補充されることとなっております。資金面での問題はありませんでした。

以上のとおり、御代田小沼水道事業の決算概況を説明させていただきましたが、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、平成26年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を終わります。

監査委員より、審査意見書が出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

（代表監査委員 泉 喜久男君 登壇）

○代表監査委員（泉喜久男君） 代表監査委員の泉でございます。

決算審査報告に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の決算審査報告の最後に、来年の決算審査報告は新たな代表監査委員が担任される旨を申し上げます。しかし、諸般の事情でいましばらく監査委員を務めさせていただくこととなりましたので、よろしく御理解と御支援をお願いしたいと思

います。

それでは、監査委員を代表して、平成26年度決算審査の結果をここに御報告申し上げます。

私ども監査委員は、地方自治法233条第2項の規定によって、町長より審査に付されました平成26年度御代田町一般会計及び9つの特別会計の歳入歳出決算審査を実施いたしました。

決算審査意見書は、お手元の定例会資料の47ページの次に記載のとおりでございます。

決算審査意見は、審査の概要、審査の結果、決算概況、審査についての所見から構成されております。第3の決算概況につきましては、先ほど理事者側より詳細な説明が行われておりますので、この部分は省略させていただき、第1、第2、第4について御報告させていただきますことを御了承ください。

第1に、審査の概要であります。

まず、平成26年度御代田町歳入歳出決算審査の対象は、一般会計及び9の特別会計の歳入歳出決算書及び関係帳簿並びに証書類で、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書が含まれております。特別会計の詳細は、決算審査意見書の最終ページの別表に記載してございます。これら審査の対象について、第一次的には、去る7月の27日から7月30日までの間、事務局による予備審査を行いました。その後、土を除き、7月31日から8月7日まで、私と、議会選出の内堀監査委員による本審査を行いました。

この審査に当たりましては、歳入歳出決算書及び同附属書類について、これら決算書等は法令に準拠して作成されているか、決算書等の係数は正確であるか、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか、歳入歳出に関する事務は法令に適合し適正になされているか、財産の管理は適正になされているか等々、5つを重点的に行ったところであります。これら関係帳簿及び証書類は視査により照合することといたしております。

さらに、決算関連資料の提出を求め、関係者の説明をも聴取し、必要に応じ証券類の実査や金融機関への確認を行いました。

なお、定期監査及び例月現金出納検査等の結果もあわせ考慮して、審査をいたしたところであります。



第2は、審査の結果であります。

ただいま申し上げました審査手続の結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算については、次のとおり決算書等は正確かつ適正に作成されていましたが、事務の執行については、その一部に十全でないものがありました。それを除くと適正に処理されていると認めました。すなわち、第1に、決算書等の法令順守と正確性であります。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行状況です。予算及び事務の執行並びに財産の管理など財務に関する事務の執行については、クラインガルテン事業に係る一部の事務を除き、適正に処理されているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

以上が、決算審査の概要と結果についての御報告であります。監査意見については、その適正度により分類されることがあります。お手元の資料番号3の上段部分をごらんいただければと思います。幾つかの監査意見が分類されてますが、適正意見のうち、上から3番目に該当するのではないかと。また、このような意見となりましたゆえんは、同参考資料の下段のとおりでございます。

次に、決算審査等を行いました過程での、私ども監査委員の全般的な所見を申し述べさせていただくこととなりますが、先日、幹部職員を対象に行いました決算審査講評を援用し、これにかえさせていただきますことを御了承ください。

決算審査講評では7点ほどお話ししました。

第1番目として、ここに改めて、決算とはどのような意味があるのかについて申し上げます。一般的に決算とは、特定の期間における収入、支出または収益、費用を集計し、予定額との対比をするということになるのではないのでしょうか。地方公共団体における決算では、一会計年度の事務の執行結果としての歳入歳出の結果を歳入歳出予算と対比する計算表——お手元の決算書のことです、の作成を意味することになります。

ちなみに、平成26年度から町の簡易水道事業は公営企業会計制度へ移行することになり、先ほどの決算の定義の後段、すなわち、収益、費用を集計し、その差額

である期間利益の算定に主眼があります。

地方公共団体における決算は、予算と実績の対比といっても、予算そのものが編成後の社会的、経済的、政治的理由によって変更が行われます。とりわけ年度末には予算の一部減額もなされ、実際額にほぼ同額の予算に修正されます。このため予算現額と執行額との比較は意味合いが少なくなっています。このことから決算書は別として、決算説明は一般に前年度実績との比較で行われます。

ちなみに、予算制度がスタートした明治6年の国の歳出予算は4,660万円で、決算額は6,270万円でした。この場合には比較する意味合いがあったんだろうと思います。

しかし、決算は法定事項ですので、今回の決算審査に当たり、来年度以降の各課からの決算説明書の冒頭部分に各課の総括的な予算額と実際額との対比表を掲載されるようお願いしたところであります。決算の法律的意思合いを理解しつつ決算説明を行うことも法制執務の一環ではないかと申し上げたところであります。

第2は、法制執務の中に条例、規則、要綱等の立案業務があります。

教育委員会の決算説明の中で、マレットゴルフ場整備費補助金交付要綱について質問をいたしました。この要綱は平成4年に制定されましたが、そのときには適用例があったかもしれませんが、その後20年以上、適用事例はなく、今後もその可能性はないようであります。このように、実用性のない要綱や個別の規定が町の例規集には少なくないものと思われまふ。このようなものについての見直しが必要ですが、質問の趣旨は別にありました。この要綱によれば、御代田町の区がマレットゴルフ場施設を設置しようとする所有土地または借地の整備費用が補助対象であるものを定めています。当時は認可地縁団体の制度はなく、また、現在も町には認可地縁団体は存在してません。このため、過去、現在とも権利義務の当事者になれない、人格なき社団である地縁団体としての区が所有する土地はありません。また、借地契約の当事者になることもできません。この要綱の意図するところは理解できますが、地方公共団体として町の要綱等において法的にあり得ないことを前提にした法文を起案することは妥当ではない旨を申し上げました。

3番目は、企業会計に関することです。

平成26年度から御代田簡易水道と小沼簡易水道事業が統合され、御代田小沼水道事業となりました。これに伴い、当該事業の会計は公営企業会計として複式簿記

によることになりました。

一般に、官庁会計は単式簿記による収支会計と言われ、企業会計は複式簿記による発生主義会計と言われます。企業会計は一会計期間の損益を計算するために、決算に際し、決算整理事項として発生主義による費用、収益の認識を行うこととされており、具体的には、減価償却費や引当金の予定額の整理、特に受取利息等の未収収益や支払い利息等の未払い費用の計上手続がこれに当たります。

御代田小沼水道事業の決算では、未収収益や未払い費用の計上はしていません。これは、その計上を失念したのではなく、例えば公債の利息支払いについて精査したところ、そのほとんどが年度末の3月20日過ぎでした。したがって、未払い利息は5日分程度で、年間支払い利息額の70分の1以下になります。さらに、3月20日過ぎに支払った利息の70分の1は、計算上、前年のものでした。このことから、支払い利息については発生主義でなく、現金主義によっても期間損益への影響はないため、未払い利息の計上は行いませんでした。これは、重要性の原則と継続性の原則という会計処理原則の適用によるもので、その処理は妥当と判断しました。

このように、ある事務手続を行わないことが単なる担当者の失念によるものと、精査、検討の上、省略する場合には意味合いが全く異なることを理解していただきたいと思います。このことは、数年後に地方公共団体にも複式簿記制度が導入されることとなっていることから留意が必要ではないでしょうか。

第4番目は、支払い証明書についての御注意でした。

支払い関係の調書類をチェックしていると、領収書にかわる支払い証明書の添付があります。どこの市町村でも財務規則において、領収書が徴取できない場合には支払い証明書を添付するように定めているようであります。しかし、支払い内容を見ると、真実、領収書をもらうことが困難な特殊事情があるのか疑念を抱かざるを得ないものが多数ありました。

この支払い証明書は、性善説に依拠した自己証明であり、監査の立場からはいたって証拠力のない内部証拠であることに留意する必要があります。さらには、町の支払いは、最近では銀行振り込みが原則で、現金払いは例外であります。この例外の現金払いにおいて徴取すべき領収書を受領しないということは、例外に例外をつくるということになるということを認識すべきではないでしょうか。領収書は、民

法486条に定める受取証書で、当然に受取人に要求できるもので、同時履行の抗弁も可能です。このことからみだりに支払い証明制度を援用すべきではありません。

ちなみに、今から3800年前につくられた、目には目を、歯には歯を、という言葉で有名なハムラビ法典においてさえ、銀を引き渡したら受取証書を相手からもらうものとし、受取証書なくして記録すべからずと定めています。

かつて、関係者の皆さんに領収書の重要性を心にとどめ、安易に支払い証明書を作成しないよう注意しましたが、今なお各課で時々適当でない支払い証明書を見かけることは残念であります。

さらに、実際には振り込みによる支払いをしてるにもかかわらず、支払い証明書を添付している事例もありました。

5番目は、債権消化に関することです。

平成26年度の御代田小沼水道事業では、過去の不良債権を特別損失として処理を行いました。これまでは、法的には債権が生きているとの理由で滞納繰越額として資産計上されてきました。一般会計等でも同様の扱いで、現在も多額の含み損があります。しかし、企業会計では、回収可能性のない債権は、これを債権と認めることはありません。だからといって、債務者に今後は納付不要のような連絡は必要ございません。一般会計等においても債権評価として、滞留債権について回収可能性を見極めることは経営管理上、不可欠であります。この滞留債権については、ルールどおりに納税してる町民等から見れば、不公平感は否めないのではないのでしょうか。

さらに、定時で納税しない、いわゆる滞納者には、完納者以上に徴収コストがかかっています。この超過徴収費用の財源は、正規に納税した町民の税金にほかなりません。滞納は脱税と異なり犯罪ではないと言われますが、町民等としての義務を履行していないことには違いありません。もちろん憲法第30条の納税の義務にも抵触するものです。最近では、町税の滞納に対する特別措置として、納税について著しく誠実を欠く者など、特定滞納者の氏名を公表する条例を定めている事例がふえてきており、長野県下においてもその例があるようです。これら条例は制定したものの、氏名の公表は行われた例はほとんどないようですが、滞納者への牽制効果はあったと思われます。

6 番目は、先般、議会の皆様にも配付いたしました私の『監査の思い出』という冊子の末尾に、京都龍安寺にある石の手水鉢に刻まれている言葉として有名な吾唯足知「われ ただ たるをしる」という言葉についてコメントしました。その際に、私は字余りですが、「われ ただ たらざるをしる」のほうがよいのではないかと申し上げました。その足らざる部分の対策には、自己研鑽と同僚等の知識、経験を借りる方法があります。我々はオールマイティーではありませんので、ほかの方に助けてもらうことは何ら恥ずかしいことではありません。土木の知識がなければ建設水道課の関係者に、法律的な問題がわからなければ総務課の関係者に相談することが大切ではないでしょうか。特に、大きなプロジェクトを担当した場合には、当然に複雑な問題が考えられます。今回のクラインガルテン事業についても、その素性から複雑な問題を含んでいました。さらには、補助金の関係から建設プロジェクトの実務経験のない産業経済課に仕事を割り当てましたが、この場合には人事を含めた支援体制が不可欠だったのではないのでしょうか。

とりわけ今後は庁舎建設という大型プロジェクトが控えております。皆さんには現状に満足することなく、常々自分に足りない知識は何かを探求し、日々それを研鑽の的にするとともに、必要に応じ知らざる部分については関係者の英知でこれを補充し、さらに前進することが期待されてるのではないかと申し上げたところでございます。

最後に、これまでの私の監査講評では、具体的なミス等の指摘をすることは原則としていたしておりません。このため一部の方から監査が甘いのではとの御意見がありました。これについては、過去にその理由は申し上げておりますが、今回は参考までに決算審査の過程で注意した事例を、その一部ですが、何点か申し上げたいと思います。

業者からの納品書に品名のみで、規格、仕様がなかったものがありました。テント 1 張りという事例でしたが、型式、仕様の記載がない資料では、当事者以外、その価格の妥当性が判断できません。

同じく、業者からの納品書の品名が判読できないものがありました。当事者にはあの分だとわかるのですが、情報は当事者以外の者に理解できなければ情報としての価値がありません。町との取引をする業者の品格の欠如ではないのでしょうか。

訂正印が 3 カ所押された文書が町の書類にありました。その訂正印が誰の印かわ

からないです。訂正印は訂正者が誰か明確になるものでないと押印の意味がありません。押印者への業務指導が必要ではないでしょうか。

最後の4つ目の事例ですが、補助金申請書に記載された振り込み依頼先、用紙の下段に書いてあるんですが、その振り込み依頼先と実際の振り込み先が異なるものがありました。児童手当等では父親が申請し、代理受領の手続もなく、母親の口座への振り込み事例がままありますが、個別の補助金申請書では余り見かけません。諸般の事情で振り込み先が変更されたのなら、当初の補助金申請書の振り込み先を訂正させるべきではないでしょうか。

以上のような問題事例の一部を提示し、このような小さなミスのはほとんどは担当者がいまま少し注意すれば避けられるのではないかと。また、以前も、ちりも積もれば山となると申しました。小さいミスだからといって許されるものではない旨を強調いたしました。

監査講評は以上であります。以前にも申し上げましたが、監査委員監査は事後のであります。このため予算の審議を通じ、事前のチェック機能を果たすものが議会の監視機能でもあります。今後も議会の同意を得たことを予算執行の妥当性の理由とされることのないよう、今後ともよろしく予算の審議に力を尽くされますようお願いし、一般会計等の決算審査の報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、公営企業会計に関する決算審査について申し上げます。

平成26年度から御代田簡易水道事業と小沼簡易水道事業が統合され、御代田小沼水道事業という公営企業体として発足いたしました。これにより平成26年度より、先ほど御報告いたしました御代田町一般会計等の決算審査に加え、御代田小沼水道事業に関する決算についても私ども監査委員の審査の依頼がありました。

決算審査に当たりましては、一般会計等の決算審査手続に準ずるとともに、特に発生主義会計の面から決算整理事項に重点を置きました。御代田小沼水道事業につきましては、毎月の月次出納検査の際に月次損益を含む事業概況の説明を受けており、これら諸情報も参考に決算審査を行いました。

その結果、第1に、決算書等の法令順守の正確性であります。審査に付された御代田小沼水道事業決算書並びに附属書類は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数も正確であると認められました。

第2は、予算及び事務の執行状況であります。予算及び事務の執行並びに財産の

管理など、財務に関する事務の執行については適正に処理されているものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類との照合結果も符合しており、いずれも誤りがないものと認められました。

なお、御代田小沼水道事業は、公営企業体として複式簿記による発生主義会計が採用されていますが、関係者には未経験の分野であり、決算取りまとめに苦慮されたことと思います。一般会計においても数年のうちに複式簿記が導入されますが、今からこれへの教育を始めとする一連の対応を準備されることをこの機会に要望するものであります。

以上をもちまして、御代田町一般会計等及び公営企業としての御代田小沼水道事業の決算審査の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（笹沢 武君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 3時01分）

（休 憩）

（午後 3時13分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第26 議案第75号 平成27年度御代田町一般会計補正

予算案（第3号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第26 議案第75号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の64ページをお開きください。

議案第75号 平成27年度御代田町一般会計補正予算案について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成27年度御代田町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,481万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億6,398万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次ページからの第1表 歳入歳出予算補正については、お手元の資料番号4で説明をさせていただきます。

歳入でございます。

款1、町税、項1、町民税でございますが、既定額に1億4,946万6,000円を増額するものでございます。個人町民税の現年課税分が5,100万余、それから、法人町民税現年分が9,800万という内容でございます。

それから、款10、地方交付税、項1、地方交付税でございますが、交付額が確定いたしましたして、9,351万6,000円を増額補正でございます。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金でございますが、1,037万3,000円を増額補正でございます。地域創生関係で、地域住民生活等緊急支援交付金1,000万円余でございます。

それから、19、繰越金、項1、繰越金でございますが、5,674万6,000円を増額補正でございます。

歳入合計で3億1,481万4,000円を増額し、63億6,398万4,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款2、総務費、項1、総務管理費でございますが、町長の招集挨拶にもございましたけれども、いよいよ電話機が、耐用年数5年のところ12年使ってるという状況の中で、新しい庁舎にも持ち込めるということで、ここで整備を行うということで905万7,000円の計上、全体で1,188万2,000円です。

2の徴税费でございますが、町税還付金・加算金が大きく発生したことによりまして、472万1,000円、総額で522万9,000円を増額補正であります。

款3、民生費、項1、社会福祉費でございますが、自立支援給付費返還金が、額が確定いたしましたして、757万5,000円、その他で880万8,000円を増額



補正でございます。

項 2、児童福祉費でございますが、こちらは、雪窓保育園の臨時職員の賃金、それから、多子世帯保育料減免補助金等々で、締めて 793 万 8,000 円の増額補正でございます。

款 4、衛生費、保健衛生費につきましては、一部人件費を国保につけかえることでもございまして、438 万 6,000 円の減額となっております。

款 6、農林水産業費、項 1、農業費でございますが、118 万 6,000 円の増額補正。この中には、クラインガルテンの擁壁の補強工事費等も含んでございます。

款 8、土木費、項 2、道路橋梁費でございますが、都市再生整備の調査測量委託料ということで、これは庁舎用地の北側の南浦 3 号線の測量のために 700 万円を計上し、締めて 960 万円の増額補正でございます。

それから、住宅費では、空き家調査業務委託ということで、600 万円の計上をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

予備費に 2 億 6,216 万 2,000 円を計上する形で歳入歳出を調整させていただきまして、歳出合計 3 億 1,481 万 4,000 円を増額補正して、63 億 6,398 万 4,000 円の予算とするものでございます。

次に、予算書の 6 ページにお戻りいただきたいと思えます。

第 2 表、地方債補正でございますが、今回は変更でもございまして、臨時財政対策債、限度額を 2 億 8,500 万円から 2 億 9,000 万円に変更をするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法等には変更はございません。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田るみ議員。

（1 番 池田るみ君 登壇）

○1 番（池田るみ君） 議席番号 1 番、池田るみです。2 点について質問いたします。

まず初めに、クラインガルテン事業経費について伺います。

資料番号 4 番の歳入のところの 20 番、雑収入、雑入、クラインガルテン擁壁補

強工事負担金 27万4,000円、また、歳出のほうに、2ページなんです、6番、農林水産業費、1番、農業費、1項、農業費、クラインガルテン擁壁補強工事 110万円と予算が計上されております。

7月13日と8月19日の全員協議会で、交流施設の擁壁が道路ののり面保護として設計、施工されましたが、佐久地方事務所より交流施設の擁壁は建築基準法の工作物として取り扱うよう指導を受けまして、交流施設の擁壁の補強工事が必要となり、その工事の費用負担について設計者、施工者と協議をしているとの報告がありました。町の負担割合はどのようになったのか。また、その負担割合になった要因について1点伺います。

2点目は、資料番号4番の歳出の7番の商工費、地方創生先行型創業就労支援事業 160万円と計上されております。これも全員協議会のときに創業支援セミナーと就労支援のための資格取得費の補助ということで報告がありましたが、詳しい事業内容についてお伺いいたします。

○議長（笹沢 武君） まず最初に、荻原春樹産業経済課長。

（産業経済課長 荻原春樹君 登壇）

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、クラインガルテンの交流施設の擁壁工事につきましてお答えいたします。

交流施設の擁壁補強工事につきましては、池田議員おっしゃったとおり、長野県の指導のもと、建築基準法に基づいた擁壁となるよう補強する工事費として、今回、補正をお願いしてございます。予算要求額あるいは予算計上額は110万円として計上をお願いしたところでございますが、その後、詳細設計の結果、執行予定額は80万円ほどの見込みとなっております。うち町の負担につきましては、その3分の2に当たる54万円弱になる予定としてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） あれ、もう一つあったんじゃないか。じゃ、答弁者いいですか。じゃ次、土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 地方創生の関係での上積み分を使うということで、就労、仕事に生かせるような状況ということで、まだ制度設計は詳しくはしてないんですけども、一応いろんな仕事にかかわる資格の取得に対して補助をして就労につな

げるという状況での計画をしてございますので、制度の詳しい設計は今後になりますので、また、決まり次第お知らせしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○1番（池田るみ君） クラインガルテンの事業経費については補助の割合が3分の2、町が負担ということに、それはわかりました。

その負担割合になった主な要因っていうものは、3分の2になった、負担割合になった主な要因は何かお聞きします。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） それでは、主な要因について御説明をさせていただきます。

今回の擁壁の補強工事につきましては、80万円前後ということで、その3分の2を町が負担ということになってございます。当初の設計では道路擁壁としての設計を予定してございまして、交付金の交付申請に当たっても、道路の擁壁として県のほうの事前の確認作業を行っていただいております。そういったことで、県のほうでも確認作業において指摘事項がなかったという部分がございます。それと、設計者においても、実際については宅地造成としての擁壁でなければいけなかったという点の、何ていうんですか、部分と、町におきましても、それについて確認っていうんですか、そういったものができなかったということで、県、町、設計者、それぞれ若干問題があったということで、それぞれ3分の1ずつまづいところがあったというふうに考えてるところであります。ただし、県につきましては、こちらから負担等を求めるわけにもいかないところもございまして。そういったことで設計者のほうに3分の1の負担をお願いしまして、町のほうではその残り3分の2を負担させていただくような形で予算計上をさせていただいたところあります。よろしくお願ひします。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○1番（池田るみ君） 補強工事に関してなんですけれども、全協では、9月には完成して、交流施設は10月から使用できるようにするということで報告があったんですけども、工事完了はいつを予定して、交流施設はいつから使えるようになるのかお伺ひいたします。

○議長（笹沢 武君） 荻原産業経済課長。

○産業経済課長（荻原春樹君） このまま予算案につきましてお認めをいただけましたら、即座に業者のほうに発注をかけまして、できましたら今月25日の金曜日には竣工をするような方向で契約を締結しまして、翌週の火曜日、9月の29日に県のほうの完了検査を受け、10月1日をもって供用開始したいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 池田議員。

○1番（池田るみ君） わかりました。

以上で質問を終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。資料番号4番の歳出の2ページ、総務費、今、課長のほうからも説明があったんですが、徴税費の中で町税還付金・加算金ということで、472万1,000円ほど加算金が出てしまったっていうお話、御説明があったんですが、もう少し詳しい内容をお聞かせいただければと思います。

○議長（笹沢 武君） 山本邦重会計管理者兼税務課長。

（会計管理者兼税務課長 山本邦重君 登壇）

○会計管理者兼税務課長（山本邦重君） お答えいたします。

還付金・加算金についてであります。一里塚にあるハイラーク西軽井沢というマンションがございますが、その全6棟中の3棟28戸において新築当時の昭和48年、建物構造を誤って家屋台帳に登録してしまい、修正を行うところ、経過年数に応ずる減点補正率の違いから過誤納金がまず発生したということになり、これを還付するための増額補正でございます。

経過と原因についてであります。本年5月の30日にハイラークのほうから、管理組合の理事の方から、ハイラークの一部の家屋3棟については鉄骨造ではないかというふうに、まず御連絡がありました。また、組合規約、そちらの組合規約の中でも鉄骨造というものが3棟記載されているので調査をしてもらいたいという依頼が町のほうにございました。このことから、町のほうでもハイラークについて家

屋台帳、当時の評価調書等、資料を確認を行っていたところでございます。

そこでわかってきたことが、当該家屋6棟、延べ2,219.28m<sup>2</sup>の非木造家屋、それは全部非木造でございますが、昭和48年11月9日に長野県と合同評価をし、県が評価額を算出し、町は県から送付された評価額に記載された評価調書をもとに課税を行っていました。この評価調書において構造を確認したところ、確かに鉄骨造2階建てとなっております。

なお、当時と現在も同じであれば、事務処理の流れで10月ごろ、家屋調査を実施したものについては、評価調書が県から町のほうに来るのは翌年の2月ごろにならないと来ないような状況がございます。

それともう一点、しかし、同年、48年10月15日に、当該家屋は所有権保存登記がされており、当該建物登記簿の構造は鉄筋コンクリート陸屋根2階建てと記載されておりました。不動産登記をした場合は、必ず町に法務局のほうから所有権、分合筆、新築、除却等の登記済み通知書が送付され、それに基づいて、町では固定資産税台帳等の移動も行っているところであります。

今の2点のことから総合的に判断をすると、原因はあくまでも、これはもう昭和48年のことで私のところではわからない、推測ではございますが、昭和49年度の課税に当たり、県からの評価調書は年度末にならないと送られてこない。また、手元に届いていた法務局からの登記済み通知書で家屋課税台帳を作成し、県からの評価調書が届いたところで評価額のみを転記して処理をしてしまったのではないかというふうに思われます。この時点で家屋台帳と評価調書の記載内容を確認しなかったことが最大の原因かというふうに思われます。

構造修正の判断でありますが、構造の修正に当たり、組合の理事の方の協力を得て、天井裏、外見など現地調査を県の税務課と一緒に行ったところ、当該家屋3棟であります。間違いなく鉄骨造であることがわかりました。当時の評価調書や現地の状況から、当該家屋の課税上の構造を鉄筋コンクリートから鉄骨造に更正することとしたところであります。

過誤納金の発生の要因としては、家屋の評価額は3年ごとに評価替えされます。評価額の算出には、時の経過による損耗に対する減価のための補正率があり、それが経年年数に応じる経年減点補正率というものがございます。この補正率の最大値は評価額の0.2であります。構造によって、それに至るまでの年数が決まってお

るところであります。この年数は鉄筋コンクリート造で60年、鉄骨造で40年となっており、このハイラーク当該家屋については築後42年であり、鉄骨造に当てはめれば既に最大の減価を受けることとなり、鉄筋コンクリート造では、まだその途中であります。このことにより税額に差が生じて過誤納金が生じたものでございます。この過誤納金額1戸当たり、平成22年から26年度の5年間、これは地方税法で定められている更正ができる最長期間であります。戸当たり15万3,700円、還付加算金がおおむね1万4,900円、戸当たり、最大で16万8,600円をお返しするようになりますので、28戸を掛けると472万800円となることから、今回の472万1,000円の補正をお願いするところでもあります。

なお、当初予算では、住民税、固定資産税等の還付金として500万円を計上し、お認めいただいているところではありますが、現時点で残額が88万1,000円ということであり、今後も支払いをする状況もございますので、今回の件については、県の472万1,000円については、全額補正でお願いしたいということでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元議員。

○6番（野元三夫君） 先ほど監査委員さんの監査報告にもございましたが、これももう何十年も前のお話なんで今さら言うことではないんですが、知識のないときには知識のある方のお力を借りるっていうお話があったんですが、これが発覚した以降、今現在、家屋調査等、職員の方がやってらっしゃると思うんですが、繰り返しこういう問題が起きないように対策っていうのはとられたかどうか、その点をお伺いします。

○議長（笹沢 武君） 山本税務課長。

○会計管理者兼税務課長（山本邦重君） お答えします。

税務課のほうでは、数年前に下水道の関係で一つ事件っていうか、があったという中で、当時の副町長からも当然、職員の皆さんにお話がありましたけれども、二重チェックをなささいということでチェックを行ってるところです。今から、これが発覚したから始めてるっていうことではなくて、もう以前からやってるということでもよろしく申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 野元議員。

○6番（野元三夫君） では、質問を終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。4点ほどお聞きいたします。

ページ数ですけれども、17ページ、款3、民生費の中ではありますが、説明資料のほうで児童福祉総務費の中でもありますけれども、19002の多子世帯保育料減免事業補助金138万3,000円とありますけれども、この対象人数は何人なのか。これ幼稚園っていうふうに書いてあるので、これ幼稚園対象の部分だと思っんですけど、全体で、保育園もあわせるとどのくらいになるのか。それで、実施時期はいつからになるのか。

次、17ページ、済みません。その下なんですけれども、やっぱり児童福祉総務費の中で、地域住民生活等緊急支援事業っていうことで、除雪機194万4,000円でございますけれども、これは何台分で、どこに配置されるのか。仕様っていいですか、誰がしていくのかっていうことなんですけども、保育園なのかなと思うと保育士さんが使用するのかなっていうところで、ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

それで、ページ21です。21の中の款8、土木費、項2の道路橋梁費の中の目、道路維持費なんですけど、そこの説明で180万ってあります。どこの路線の補修工事なのか、その内容です。

それから、その下の都市再生整備計画事業経費、先ほど説明で若干説明を受けましたけれども、この内容について、780万っていうことでございますけれども、その内容について。

そして、その下でありますけど、款8、土木費で、項5、住宅費、その住宅管理費で、説明のところでは空き家調査事業委託料600万円が計上されましたけれども、これは何件分を見込んでいるのか、この事業内容っていうのはどういうものなのか、その点についてお願いします。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩町民課長。

(町民課長 荻原 浩君 登壇)

○町民課長(荻原 浩君) それでは、最初の2点についてお答えいたします。

まず、多子世帯保育料減免事業補助金でございますが、本補助金につきましては、県の独自事業に対応するため幼稚園に通う第3子以降の保育料を対象としております。保育園と同様に、第3子以降の園児1人当たり、月額6,000円を上限として保護者の負担軽減を図るものでございます。財源につきましては、県と町でそれぞれ2分の1負担ということになっております。

幼稚園の保育料につきましては、来年2月ごろに就園奨励費が確定しないと、実際の保護者負担額が決定しませんので、保育料から就園奨励費を控除した後の実際の保護者負担額を基準として補助金を支出するものでございます。対象人数は、今年度幼稚園に通っている第3子以降の23名プラス途中入退園、入園等がございますので、5名分の28名を見込んでおりまして、減免の対象期間といたしましては、本年の4月分からとなります。

一方で、保育園のほうでございますが、こちらに保育園に通う第3子以降の保育料につきましては、毎月の保育料の徴収額から6,000円を上限として減免するというものでございまして、補助金の支出ではなくて歳入のほうの減額となるものでございます。4月分から8月分はさかのぼって軽減となるため、差額につきましては、還付あるいは9月以降の保育料に充当するという予定でございます。こちらの対象人数につきましては、実際に3子以降は61人おられるんですが、3子同時入園でゼロ円軽減のかかっている方が何人かおられますので、対象実数につきましては、56人が対象となっております。減免の予定総額につきましては、本日、お配りしました資料番号4の歳入の12、分担金、1、負担金、保育料負担金額、減額の369万円、こちらが保育料の軽減措置で、同じく資料番号4の2ページ目にあります、3の2の児童福祉費のほうに多子世帯保育料減免補助金、こちらは幼稚園の部分で138万3,000円の補助ということで、これをあわせたものが、金額が全体の軽減措置の総額という形になります。よろしくお願ひします。

あと、それともう一点、除雪機の関係でございますが、こちらにつきましては、先ほど経済課長からもお話がありました地方創生先行型の地域住民生活等緊急支援交付金というものの一つを利用して、冬期間の児童館の利用者増を図るために購入するというもので、各児童館に1台ずつ、計3台を配置して、児童館の職員が使



用するというものでございます。

本交付金につきましては、保育園って今、お話もありましたが、今交付金を使った施設整備等によって利用者の増員が見込まれるっていうものが達成条件になっておりまして、保育園も担当課としては同時に購入したかったわけなんですけれど、在園の児童数がほぼ定員に達しておりまして、これを入れたから定員が、利用者がふえるっていう条件に合致しないということで、今回は児童館の3館のみを対象とさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 次、大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 私のほうからは、後半の2つについてお答えいたします。

まず、道路維持補修費180万円の内容ということでございますが、今回、舗装修繕工事が必要な幾つかの道路の中から、冬期間に舗装路面の凍み上がりが著しく、高齢者の転倒や路面段差による自動車のパンク等の危険性があり、特に緊急を要し、本格的な冬到来の前に実施したいということから、草越区内の町道屋敷5号線、施工延長60mの舗装修繕工事費の不足分として増額補正をお願いするものでございます。

都市再生整備事業経費780万円の事業内容でございますが、不動産鑑定料の80万円につきましては、都市再生整備計画事業で継続実施しております2路線、中学校南側記念病院入り口の交差点から上ノ林霊園までの町道上ノ林児玉線と、役場前からエコールまでの町道塩野御代田停車場線の用地取得に伴い、適正な土地価格を算定するために不動産鑑定を行いたく増額補正をお願いするものでございます。

調査測量設計委託料の700万円につきましては、役場新庁舎建設工事に伴いまして建築基本設計を進めてまいりましたが、その上で建設予定地北側の町道南浦3号線との整合が検討課題となりまして、隣地境界線や道路の路体等、調査用宅地の高低差、さらには、幹線町道であります塩野御代田停車場線との交差点整備を計画するため、今回、都市再生整備事業の道路事業の一環として掲げていた当路線の旧メルシャン跡地北側全線の塩野御代田停車場線から町道御代田佐久線までの区間、延長320mの路線測量、道路詳細設計、土質調査を実施したく増額補正をお願いするものでございます。

ちなみに、計画道路の幅員は、2車線の車道幅6mで、両側に幅0.5mの路肩と幅2.5mの歩道がついて全幅12mの道路を計画してございます。

続きまして、空き家調査事業委託料600万円の事業内容ということでございますが、この調査は、先ほど来から説明しておりますところの地方創生先行型地域住民生活等緊急支援交付金を活用しまして、この事業のうちの一環として空き家調査委託をするものでございます。町内の水道水を供給しております水道企業者の佐久水道企業団と御代田小沼水道の給水データなどを活用しながら、空き家と見られるものを抽出し、現地調査を実施いたします。現地調査では、外観目視等によって、その家屋は再利用が可能なかどうか、そういったランク分けを行いまして、所有者へ利活用に関するアンケート調査を募ります。アンケート調査まで実施いたしますが、空き家施策検討のために今回、データベースを構築するということが一番の目的となります。今回の交付金事業を実施するに当たり、増額補正をお願いするものでございます。

最後に、空き家の調査で何件分の見込みであるかということでございますが、我々のほうで今、想定しておりますのは、町内の住宅数約4,000戸に対しまして、長野県で公表されておりますところの空家率の14.6%の乗数を掛けた、約580戸を現在のところ見込んでいるところでございます。

説明のほうは以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第27 議案第76号 平成27年度御代田町小沼地区財産管理特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第27 議案第76号 平成27年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の65ページをお開きください。

議案第76号 平成27年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成27年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ367万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

この補正予算案につきましては、8月の18日に小沼地区財産管理委員会に提出し、同意を得ております。

2ページをごらんください。歳入でございます。

款2、繰入金、項1、基金繰入金。既定額から40万円の減額でございます。

款3、項1、繰越金。49万9,000円の増額補正でございます。

歳入合計で9万9,000円を増額いたしまして、367万1,000円とするものでございます。

歳出でございます。

歳出は、予備費に9万9,000円を置くことで歳入歳出を調整させていただいておりまして、歳入歳出合計が9万9,000円の増額補正により367万1,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長(笹沢 武君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案上程中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

―――日程第28 議案第77号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第28 議案第77号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書66ページをお願いいたします。

議案第77号 平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について御説明をいたします。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。

平成27年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,159万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億953万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。

款1、項1、国民健康保険税でございます。補正額937万9,000円の減額でございます。退職被保険者等国民健康保険税でございますが、退職者が減少したことと、本算定が終わり、調定額が見込みより伸びなかったためによるものでございます。

款5、項1、療養給付費交付金でございますが、退職医療費給付費の交付金でございますが、交付決定によりまして1,768万8,000円の減額でございます。

款 6、項 1、前期高齢者交付金でございますが、こちらにつきましては、県の試算で当初予算を計上しておりましたが、交付決定額によりまして 4,569 万 6,000 円の減額でございます。

款 9、繰入金、項 1、他会計繰入金でございますが、保健事業実施に伴い、職員 2 名分の人件費を一般会計から国保特別会計へ組み替えるため、交付金の差額分としまして 39 万 2,000 円の増額でございます。

款 10、項 1、繰越金でございますが、前年度繰越金額確定に伴いまして、1 億 9,398 万 2,000 円の増額でございます。

歳入合計でございますが、補正額 1 億 2,159 万 3,000 円を増額いたしまして、21 億 953 万円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 2、保険給付費、項 1、療養諸費は、財源変更でございます。

款 3、項 1、後期高齢者支援金でございますが、後期高齢者支援金確定によりまして、1,724 万 9,000 円の増額でございます。

款 4、項 1、前期高齢者納付金でございますが、前期高齢者納付金額確定によりまして、5 万 9,000 円の増額でございます。

款 6、項 1、介護納付金でございますが、介護納付金額確定によりまして、335 万 9,000 円の増額でございます。

款 8、項 1、保健事業費でございますが、439 万 2,000 円の増額で、保健事業の実施に伴いまして、保健師と栄養士の賃金を一般会計から組み替えるためのものがございます。

款 10、諸支出金、項 1、償還金及び還付加算金でございますが、平成 26 年度の療養給付費国庫負担金返還金と特定健診国庫負担金返還金確定によりまして、2,100 万円の増額でございます。

款 11、項 1、予備費でございますが、7,553 万 4,000 円の増額でございます。

歳出合計でございますが、補正額 1 億 2,159 万 3,000 円を増額いたしまして、21 億 953 万円でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第29 議案第78号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第29 議案第78号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書67ページをお願いいたします。

議案第78号 平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について御説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,692万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,721万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」歳入でございます。

款1、保険料、項1、介護保険料でございますが、補正額でございますが、第6期計画の基本保険料、これは月額にしまして5,160円でございますが、こ

れの確定によりまして、610万5,000円の減額でございます。

款4、国庫支出金、項2、国庫補助金でございますが、前年度の地域支援事業交付金確定に伴う追加交付分としまして、17万7,000円の増額でございます。

款5、項1、支払い基金交付金でございますが、前年度の介護納付金交付金確定に伴う追加交付分としまして、51万6,000円の増額でございます。

款8、繰入金、項1、他会計繰入金でございますが、156万1,000円の増額でございます。地域密着型運営委員会経費、認定調査等の経費の増に伴い一般会計繰入金との増と、介護予防生活支援サービス事業、はつらつ介護予防教室のものでございますけれども、こちらの増によりまして、地域支援事業費の繰入金の増が主なものでございます。

款9、項1、繰越金でございますが、前年度繰越金額の確定に伴いまして、4,141万5,000円の増額でございます。

款10、諸収入、項2、サービス収入、国保連合会に審査支払い業務の委託を行うサービス計画費は収入とならないため、64万円の減額でございます。

歳入合計でございますが、補正額3,692万4,000円を増額いたしまして、11万6,721万4,000円でございます。続きまして、（発言する者あり）失礼いたしました。11億6,721万4,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、項1、総務費でございます。補正額でございますが、国保連合会、高速回線化に伴うネットワークの新設、臨時職員賃金といたしまして、196万7,000円の増額でございます。

款2、項1、保険給付費でございますが、国保連合会に審査支払い業務を委託を行わないサービス計画費は収入とならないため、48万円の減額でございます。

款3、地域支援事業費、項2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、83万9,000円の減額で、コーディネーターを臨時職員賃金から派遣委託料に流用した後の減額が主なものでございます。

項3、介護予防生活支援サービス事業でございますが、通所サービスAを委託料から現行サービス負担金への変更と、通所サービスB、こちらは、はつらつ介護予防教室でございますが、の委託単価の増額と利用者の見込み増によりまして、43万2,000円の増額でございます。

項 4、一般介護予防事業でございますが、6万3,000円の増額で、住民主体の介護予防事業を担っている介護サポーターの視察研修費でございます。

項 1、諸支出金でございますが、前年度の介護給付金国庫分と支払い基金分の確定に伴う返還金といたしまして、1,145万7,000円の増額でございます。

款 8、項 1、予備費は、2,432万4,000円の増額でございます。

歳出合計でございますが、補正額3,692万4,000円を増額いたしまして、11億6,721万4,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第30 報告第11号 平成26年度御代田町財政健全化判断比率及び

資金不足比率の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第30、報告第11号 平成26年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告事項の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の68ページをお願いいたします。

報告第11号 平成26年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、財政の健全化に関する比率を報告するものでございます。

右側の69ページをごらんください。

平成26年度御代田町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告



記といたしまして、健全化判断比率の実質赤字比率でございますが、実質赤字比率は、普通会計の赤字額の標準財政規模に対する割合をいいます。当町では、一般会計、住宅新築資金特別会計、小沼地区財産管理特別会計の3会計、普通会計としておりまして、この収支は黒字であったため、算定結果は数値なしとなりました。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは地方公共団体全体の赤字額の標準財政規模に対する割合をいまして、ただいま申し上げましたように、一般会計、それから特別会計、9会計です。それと、御代田小沼水道事業会計、こちらは公営企業会計でございますが、全ての収支が黒字となったため、算定結果は数値なしとなっております。

実質公債費比率でございますが、地方公共団体と一部事務組合、広域連合等を含めた公債費負担の割合をいいます。標準的な財政規模に対して、実質的に公債費として支出した額の割合を算定するものでございまして、町の公債費のほか、町の特別会計や広域連合、一部事務組合へ支出している繰出金や負担金のうち、実質的に公債費へ充当している額などを用いて算定をいたします。

平成24年度から26年度の3カ年の平均で4.0%となり、昨年度、平成23年から25年の平均の5.8から1.8%の減となっております。

将来負担比率は、町全体と一組や広域、公社等の持つ負債で、基金や特定歳入で賄い切れない部分の標準財政規模に対する割合をいいます。町の会計全体と広域連合、一部事務組合、土地開発公社等において将来負担が必要と見込まれる額を算定をしております。将来の負担見込み額は、地方債の現在高が減少し、基金残高が伸びたことにより減少しております。将来の財源により充当が可能な範囲の中でございますので、算定結果は、こちらでも数値なしとなっております。

次に、2として資金不足比率でございます。これは公営企業会計——公共下水道、農業集落排水、それから個別排水と、それから御代田小沼水道会計でございますが、これらの会計におきまして単年度の資金に不足額が生じていないため、こちらもそれぞれ数値がないということになってございます。

報告は以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

監査委員より、財政健全化審査意見書が提出されております。

監査委員より報告を求めます。

泉 喜久男代表監査委員。

(代表監査委員 泉 喜久男君 登壇)

○代表監査委員（泉喜久男君） 監査委員を代表して、財政健全化法に定める審査結果の御報告を申し上げます。

まず、財政健全化法第3条の審査意見であります。

なお、第3条関係の意見書は、お手元、定例会資料70ページに記載してございます。

私と議会選出の内堀監査委員とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法第3条に基づき、町長から提出されました財政健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した関係書類を慎重に審査いたしました。

第1に、審査の概要であります。健全化判断比率算定の基礎となる関係書類が法令に準拠して適正に作成しているか。また、この資料に基づいて算定された健全化判断比率は正確なものであるかに主眼を置いて、財政の健全化審査を行いました。

次に、審査の結果であります。健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、これに基づいて算定された意見書記載の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の財政健全化比率は、いずれも適正に算定手続がなされているものと認めました。

個別に申し上げますと、平成26年度の御代田町の一般会計に健全化法による特別会計の一部を加算した一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は計上されておりません。したがって、財政運営の悪化の度合いを示す指標、すなわち標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合である実質赤字比率と、町の全会計の実質赤字額の割合である連結実質赤字比率は、いずれも分子となる赤字数値がありませんので、算定されておりません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、財政運営の弾力性の度合いを示す指数であります。当町では4.0であり、前年度より1.8%改善されております。これは、3カ年の単年度数値の平均値として算定する関係から、平成23年度の9.5%が計算対象から外れ、平成26年単年度の4.0%が新たな計算対象となったことによるものであります。

ちなみに、平成25年度の5.8は、長野県下58町村の上位4分の1に含まれており、今年度の改善数値は県内他町村と比較しても、総体的にもより良好な状況

にあるものと思われます。

なお、財政健全化計画を作成すべき基準比率は25%ですので、この面からも問題は無いものと判断できます。

また、起債許可となる起債許可基準は18%であり、これについても問題はございません。

次いで、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率、すなわち、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標であります将来負担比率も、分子となる将来負担額の数値が算定されません。

なお、財政健全化計画を作成する基準比率は50%ですので、これにつきましても問題はございません。

以上が、財政健全化法第3条の審査意見であります。

なお、意見の中の4つの健全化判断比率の詳細い点につきましては、決算書358ページの決算に関する説明資料6ページに記載されておりますので御参照いただければと存じます。

これまで申し上げました審査意見は、私と内堀監査委員が健全化法第3条第2項に定める合議により決定したものでありますことを念のため申し添えます。

次に、財政健全化法第22条に定める公営企業の資金不足比率について申し上げます。

この第22条関係の意見書は、お手元定例会資料の71ページに記載されております。

平成26年度から御代田簡易水道特別会計と小沼簡易水道特別会計は統合し、受益者負担を原則とする地方公営企業として発足しました。

この御代田小沼水道事業及び下水道事業等の3公営事業の財政健全化法第22条第1項に定める資金不足比率に関する審査に当たりましては、健全化法第3条の健全化判断比率の審査に準じて所要の審査手続を実施いたしました。すなわち御代田小沼水道事業等の資金不足比率算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。また、資金不足比率は適切に算定されたかについて審査しました。

審査の結果は、基礎資料が適正に作成されており、この資料からは公営企業いずれも資金不足はなく、したがって、資金不足比率につきましても数値が算出されてございません。このことから、御代田小沼水道事業と公営企業について資金面から

是正改善を要すると指摘すべき事項は特段ございませんでした。

以上が、御代田町の御代田小沼水道事業等4つの公営企業に関する財政健全化法に定める審査報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笹沢 武君） 以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

これより議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成26年度御代田町財政健全化判断比率及び基金不足比率の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま話題となっております議案第56号から議案第78号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散 会 午後 4時20分